

大学における教員養成

国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書

《別冊解説書》

【監修・解説】 山田 昇

大空社

大学における教員養成

国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書



【監修・解説】

山田 昇

《別冊解説書》

大空社

はじめに

私が、国立大学協会の専門委員、委員として出入りするようになって、もう23年になる。大学教員としての生活の大半を国立大学協会と直接関わりながら歩んできた。

そのきっかけは、私がたまたま教員養成問題を一つの中心的な研究課題としており、教員養成の現場にいるところから、第7常置委員会から特別委員会に移行し、2つの報告書を取りまとめた段階の委員会で、教育系大学・学部を整備に関連して設置基準等が問題になっており、群馬大学真下健教授とともに専門委員としての参加を要請されたことである。

昭和51年1月のことで、その時、私は和歌山大学助教授であったが、その4月から教授となった。特別委員会は、当時広島大学学長だった飯島宗一委員長が主宰しており、私の恩師である太田堯先生や東北大学岩下新太郎先生、名古屋大学田浦武雄先生、京都大学小林哲也先生も委員であった。その後、私は昭和58年に奈良女子大学に転出して今日に至っている。

教員委員、専門委員は、途中で勤務先が変わったり、よほどの事情があって、やめる方もおられたが、多くの方は定年まで勤めたので、私も今日まで来てしまった。この委員会は、国立大学協会のれっきとした公式の委員会だが、その委員会が仕事をするか否かは、かなりボランティアな性格のものであって、実働部隊は、教員委員、専門委員である。本務の傍ら、日本の大学教育の抱えている問題の一端を改善充実させる意図をもって自発的に研究活動を行って、主として学長委員が構成している委員会に提示して、検討を願うのである。

この間、私は国立大学における教員養成の問題に大変な責任をもった気持ちで、このボランティアな活動にずいぶん多くの時間を費やして、格闘してきたように思う。

しかし、今、世紀の転換期に、その教員養成の問題が、大きな曲がり角に立たされ、その基盤さえなお不十分であったことに、私は責任を痛感している。教育史を通して考えてみると、教員養成大学も女子大学もついに一人前にはなれなかったような思いである。

私は逃げてきたわけではないが、必要なときにもっともっと戦う力がなかったことが残念でならない。

戦後の教育改革において、当時、教育刷新委員会の多くの議論の中でも、教員養成の改革は、激しい争点をもった問題の一つであった。その中で、国家再生の期待を教育に託する観点から、「教育の力」の源泉として、新しい教師像が探求され、「大学における教員養成」を原則とする一大改革が行われたのである。

つい直前の戦時期まで、公立であった師範学校が、官立となったばかりで敗戦を迎えた、その師範学校を母体として、主として教員養成を行う国立教員養成系大学・学部が設置されていった。それ以来、ちょうど、50年になる。

旧制中等学校レベルの学校から、官立の専門学校レベルの学校に昇格し、さらに

戦後改革によって大学・学部昇格したことから、人々は、これを3段跳びと呼び、その後も長く、教員養成系大学・学部は、他の大学・学部から区別され、制度的にも課程・学科目という別枠の設置形態を持ち続け、教員の計画養成という観点から特別な制約を受け続けたのである。

国立大学協会は、このような教員養成系大学・学部の問題と、「大学における教員養成」の理念の下にすべての大学・学部が教員養成を行う、いわゆる一般大学・学部における教員養成の問題とを、併せて検討する当事者団体として、初期には、第7常置委員会を置き、昭和46年6月には、第7常置委員会を再編して、教員養成制度特別委員会を設置して、研究活動と制度組織及び教育研究体制の条件整備のための諸活動を行ってきた。

第7常置委員会の時代には、後述するように、主として教員養成系大学・学部の問題を検討していたのであるが、大学における教員養成の広がり定着していく過程で、教員養成の問題が、単に教員養成系大学・学部の問題に止まらない、一般大学・学部における教員養成・教職課程の問題を含めて考えなければならないという観点から、教員養成制度特別委員会の設置に至ったものである。第7常置委員会の終盤には、専門委員に一般大学・学部の教員を委嘱する実態が創られ、特別委員会になってからは、委員長も、一般大学の学長が選任されるようになった。

このようにして、教員養成制度特別委員会は、まさに「大学における教員養成」の問題を、我が国の教育全体の中で検討する委員会として活動したのである。

近年の新たな教育改革への胎動と激しい社会変化の中で、国立大学協会も、組織の改組再編の必要に迫られ、平成8年度にかけて、特別委員会の見直しも進められた。その中でいくつかの特別委員会は、消滅したが、当面する課題の緊要性から、教員養成制度特別委員会をいったん解消し、教員養成特別委員会が時限的に設置され、平成10年度から2期目に入ることになった。教員養成系大学・学部それぞれ自体も、今、戦後改革以来、最大の試練の時を迎えている。

今、ここに国立大学協会教員養成制度特別委員会が、「大学における教員養成」の確立に向けて行ってきた活動の成果を複製するに当たり、特別委員会が、何をしてきたかを振り返りながら、その成果を位置づけるための解説を用意した。国立大学協会の総会に提示して、会員大学を中心的な対象として印刷公表してきた成果は、特別委員会およびこれを支えた、教員委員・専門委員による小委員会の活動の、氷山の一角でしかない。

本稿は、主として国立大学協会の『会報』に依拠しているが、ここに記されなかった小委員会の膨大なボランティア活動がその背後にあることを記しておきたい。

この委員会の活動の歴史は、そのまま戦後日本の教員養成史の骨格と結びついており、教員養成史小史にもなると私は考えている。複製された報告書類の位置づけに活用していただければ幸いである。

1998年9月

山田昇

大学における教員養成
国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書
〈別冊解説書〉

「国立大学協会教員養成制度特別委員会小史」

目 次

はじめに

凡 例

I 第7常置委員会時代

3

第7常置委員会の発足 3

昭和33年中央教育審議会答申をめぐって 5

教育職員養成審議会建議について 10

教員養成関係学部設置基準要項の検討——教員養成制度特別委員会への胎動—— 16

II 大学における教員養成
——教員養成制度特別委員会時代——

23

第7常置委員会から教員養成制度特別委員会へ 23

「教員養成制度に関する調査研究報告書」 24

「教育系大学・学部における大学院の問題」 26

大学における教員養成——基準のための基礎的検討—— 29

新構想教員大学院大学をめぐって 33

教育系大学・学部の大学院構想について 34

一般大学・学部の教員養成と教育系大学院の問題 36

「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」 41

臨時教育審議会提言への対応 46

教員需給の変化と教員養成及び新免許制度 50

おわりに 94

付録 96

収録一覧

国立大学協会教員養成制度特別委員会小史

奈良女子大学教授

山 田 昇

I 第7常置委員会時代

第7常置委員会の発足

国立大学協会教員養成制度特別委員会の前身は、国立大学協会創設後、間もなく発足した第7常置委員会である。ここに述べる第7常置委員会は、昭和46年6月まで存続したが、教員養成制度特別委員会へと発展的に解消された。平成8年6月に、組織改編によって、新たに発足した現在の第7常置委員会とは異なる性格のものである。

昭和25年7月、国立大学協会が創設され、同年11月、第1から第4までの常置委員会が置かれている（大学組織、学科課程、学生補導、厚生）。昭和27年5月には、第5常置委員会から、第7常置委員会までが追加設置されている（国際交流、大学財政、教員養成）。第7常置委員会は、柴沼直東京教育大学長が委員長となった。

発足当初は、常置委員会の記録はなく、総会記録の中に包括されているのは、常置委員会が、さほど独自の活動をしていなかったためと思われる。

昭和28年6月11日の第7回総会の時に、第7常置委員会の所管事項としては、「教員養成学部における学科目及び単位に関すること」、「附属学校の性格とその運用に関すること」、「卒業生の赴任先である高等学校中学校及び小学校の制度組織等」に関して協議し、次の3点を特に継続的に検討することとしている。すなわち、①全国的見地から相当長期の教員の需給関係を検討すること、②中学校小学校の教員の資格別基準を明確にし全国の教育委員会に勧告すること、③2年課程は不適當なので、一時的に短期大学または臨時教員養成所として、なるべく4年制のみとすることなどを今後継続的に研究することとした。

昭和28年11月14日の第8回総会では、早くも次の3点の要望事項がまとめられている。①教育委員会制度についてであるが、教員の交流については、都道府県教育委員会で一元的に適正配置ができるようにされたい。②教員の給与の3本建においては、教員の適材適所について再検討されたい。教員の待遇については一層根本的に検討し、特に党派的立場で左右されないようにしたい。③現在の実状からは、教員養成の大学または学部の附属学校はその実習的役割すら果たし得

ない状況である。その原因は特に教員の待遇と経常的経費の不足ということが考えられるから、その実現整備を必要とする。

昭和29年6月11、12日の第9回総会では、木下一雄東京学芸大学長（委員長代理）のもとで、①産業教育振興法、理科教育振興法に基づき、教員養成大学の産業及び理科方面の貧弱さを克服する具体的方法への要望、②教員養成の教育心理学、職業科、家庭科を実験講座とされたいこと、また音楽、美術、体育は非実験、実験の何れにも当たらない場合もあり研究を願いたいこと、③附属学校がPTAの援助なしに独立に経営できるようにされたいなどの要望をまとめている。

昭和29年11月19、20日の第10回総会においては、柴沼委員長より、文部省前田教職員養成課長との懇談の結果が報告された。①教員養成学部と文理学部や教養部との関係について改革が検討されている。②4年制を原則とし、2年制を廃止する方向について、徐々に実施されている。③免許制度改正に伴う現職教育は熱心に行われているので出来るだけ継続的に実施するなどである。

昭和30年11月18、19日の第12回総会において、柴沼委員長より、入学定員と就職の関係について、文部省との懇談による状況報告がなされた。①北海道、東京、大阪等は教員の移入が必要だが、未就職者が相当出ている地方がある。次年度以降は、相当の就職困難となることが予想される。②そのため、都道府県の需要関係を精査して入学定員を策定する。③当面の措置として、2年課程2220名を減じ、4年課程1110名を増加し、4年課程の3年次に1110名を増やす。④師範学校の建物施設の老朽化が激しいので整備充実を図る。この当時、師範学校から移行した教員養成系大学・学部の悩みが深刻に表れている。

昭和31年5月21、22日の第13回総会においては、柴沼委員長より、昭和30年度卒業生の就職状況が悪くなっていることについて、文部省村山教職員養成課長から説明を願うこととし、それに基づいて論議が行われた。①4月20日現在の就職率は、65.4%で、前年85.1%に比べて著しく低下している。40%以下の大学が約10校あるからである。中学校の社会、国語、家庭が特に悪い。中学高校について、公私立と比べると前年まではほぼ同数であったのに、公私立5に対し国立3の割合に減った。②入学定員の決定について研究が必要である。自然減耗率が6%とみてきたが、実際は3.5%以下である。③養成数を減少させるために文部省は、昭和31年度について、2年課程2340名を4年課程1170名に振り替え、東京、香川、福井はこれにより4年課程だけとなった。昭和31年度入学定員は、2年課程

7830名、4年課程13230名合計21060名となった。

当時、教員就職率が低下し始め、暫定措置であった2年課程の入学定員を4年課程に振り替える措置が急速に進められた。

昭和33年中央教育審議会答申をめぐって

昭和31年8月より、昭和32年1月までは、木下一雄東京学芸大学長が委員長をつとめたが、その後を、村上俊亮東京学芸大学長が、委員長を継いだ。

昭和32年6月14、15日の第14回総会において、教員養成制度に関する意見書が採択され、これを中央教育審議会及び文部省等にあって提出した。これは中央教育審議会において、教員養成制度に関する審議が行われていたことに関連して、国大協の意見がとりまとめられたものであるが、計画養成を主張しつつ、国家試験に反対する等の対応をしている。全文は次の通りである。

現行の教員養成制度は、実施以来既に10年に垂んとしているが、この間、各般の事情の変遷に伴いおのずから不備欠陥を露呈するに到り、これを現状のまま放置することは許されず、急速にその改善と充実をはかる必要がある。

国立大学協会第14回総会を開催（昭和32年6月14、5の両日）したる際、本協会第7常置委員会において、特にこの問題を探り上げ、慎重審議の上、総会に附議し、総会は一致の議を経て採択したので別紙『教員養成制度に関する意見書』を茲に提出する。

教員養成制度に関する意見書

教員養成制度の改善と充実をはかるためには、まず教員免許制度に根本的な改正を加えなければならない。特に義務教育学校の教員養成については教員養成の本旨にもとづいて計画養成の方針を確立し、今日緊要焦眉の問題たる教員の需給関係を根本的に調整すると共に大学制度・教員養成大学・学部の整備・充実をはからなければならない。

1 教員免許制度

(1) 現行の教育職員免許法は履修すべき単位の種類・数を規定するに止

まって、適正な単位認定の方法については何等規定するところがない。従って免許状の取得が極めて形式的な安易な方法によって行われていることは、毎年授与される膨大な免許状の数に徴しても明らかである。かかる教育職員免許法の単位主義・形式主義は教員養成を甚だしく形式化し免許状そのものすら名目化して、教員養成に対する不信とその質的低下を招く最大の原因をなしている。かかる免許法の単位主義・形式主義をまず改むべきである。

(2) 教育職員免許法は教員養成の最低基準を示しているものであるから、教員養成を主たる目的としない大学・学部においては、最低基準によって教員養成が行われることになる。最低基準によって養成される免許状取得者が多数を占めることになれば、職員全般の資質・能力の低下を来すのは必然の結果といわなければならない。かかる教育職員免許法の最低基準主義を改むべきである。

(3) 教員免許制度として国家試験を採用することについては、教員養成の本旨からみて最も警戒を要する多くの困難な問題を伴うものであるから、特に慎重を要する。

2 大学制度

(1) 教員養成については相異なる2つの思想がある。その一つは、一般的人間的教養及び専門的学問的教養を重視する思想であり、他の一つは、教職教養を重視する思想である。その何れも一面の真理を含みながら偏った思想であるといわなければならない。教員養成の本旨は教員たる者の統一された人格と豊かな教職教養を育成することにある。従って一般的人間的教養と専門的学問的教養と教職教養とがそれぞれ十分に重視されながら、統一された内容と方法において育成されることが教員養成の必須的要件である。かかる教員養成の本旨に対する認識が、更に明確にされなければならない。

(2) 大学における教員養成の制度・組織については、教員養成の本旨を実現し得るようにこれを整備し、その充実をはからなければならない。

(3) 教員養成大学・学部の教育課程・履修方法・学生補導等についてはこれに基本的検討を加え、さらに適切有効な構成を与えると共にその実施に必要な教官組織・施設・設備の改善・充実をはからなければならない。

い。

3 教員需給

- (1) 児童・生徒数の増減、現職教員の退職、学級当り児童・生徒数その他の諸条件を勘案して教員需給について恒久的対策を講ずべきである。
- (2) 緊急解決を要する教員の需給関係を調整するために中央及び地方に適切な機関を設け、その連絡・指導に当らしめることが必要である。
- (3) 教員の身分の安定、待遇の向上をはかるために根本的対策を講ずべきである。

また、第14回総会においては、「科学、技術教育振興に関する連絡委員会」が組織され、「科学技術教育振興に対する意見」及び「教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見」を採択し、これを関係各方面に提出したので、ここには特に後者のみを挙げておく。

「教員養成における科学、技術教育の刷新振興についての意見

1. 科学・技術教育の刷新・振興をはかるためには、小・中学校における算数・数学・理科・技術等における基礎教育の改善充実をはからなければならない。そのためには何よりもまず小・中学校の教員養成における科学・技術教育の改善、向上をはからなければならない。
2. 教員養成大学における科学・技術の研究、教育の改善充実をはかるためには、小・中学校の教員養成に欠くべからざる最低必要の施設・設備はこれを充実しなければならない。
3. 教員養成大学における科学・技術の研究・教育においては特に実験・実習を重んじ、そのために必要な経費を計上すると共に、関係学科に少なくとも夫々1名の助手あるいは技術雇員を増員することが必要である。
4. 小・中学校における科学・技術教育の充実をはかるためには、教員養成大学及び学部にも再教育機関を常置し、継続的かつ計画的に現職教育を行うことが必要である。
5. 再教育機関の運営に必要な教職員及び経費を計上すべきである。
6. 小・中学校における科学・技術教育の改善、充実をはかるためには、理科教育の施設・設備を整備し、その効果的な運用をはかると共に学級規

模を縮小し、1学級当たり児童・生徒数を調整することが必要である」

昭和33年6月14日の第16回総会においては、村上委員長より、教員養成制度の改善についての中央教育審議会の検討はまとめの段階に入り、文部省の意見を聞いたことの報告があった。文部省村山教職員養成課長より説明があり、協議した事項は次の通りである。

①これまでの教員養成は、計画養成とはいえなかったので不安定な面がありこれを是正するため計画養成を考慮したいが、それは高校についても行いたい。そのため教員養成の目的を明示し、望ましい教育課程を確立する。②教員養成大学の組織を整備強化する。単科大学か、学部か、両者併用かの問題がある。③教員需給の調整を図り、教員養成の基準による計画養成が必要である。ただし、小学校教員については問題はないが、中学高校については種々の問題がある。その他、教員待遇の是正、現職教育の充実等も課題があるとのことであった。

この間、昭和33年7月28日には、中央教育審議会より「教員養成制度の改善方策について」の答申が発表された。

昭和33年11月15日、第17回総会において、村上委員長より、中央教育審議会による教員養成制度の改善についての答申をめぐって報告が行われた。委員長としては、教員養成の制度の確立と義務教育教員の計画養成については賛成であるが、具体的制度には次のような種々の問題があることを指摘した。

①教育基準の設定については、その方法、内容が大学教育を阻害しないようにする。そのため基準は最低限度に止め、大学の自主性に任せるべきだ。②制度的に、国の基準によって養成するものと、認定された一般大学において養成するものと、国家試験によるものの3本立てになり、実施上様々な困難がある。③教員養成機関には、単科大学と総合大学とがあり、単科大学は師範学校復帰の懼れがあり、総合大学の学部の場合は、他学部との関係に問題がある。特に教育学部の場合には、文理学部との関係があり難しい。現職教育の制度化についても種々の問題がある。

昭和34年5月5日、第18回総会においても、村上委員長より、中央教育審議会の答申には、賛否両論があるが、その原因は、答申の解釈の仕方の違いにあり、表

現等が不用意なため、反対ないし誤解等が生じ、教員養成制度に対する不安が高まっているので、文部省の態度と意見を聞きたいとの説明があった。これに対し、文部省緒方大学学術局長から、実施に当たっては、国立大学の意向を尊重して誤りのないようにしていきたいと述べた。

中教審の委員でもある森戸副会長は、「戦後の教員養成制度が師範学校を廃止して開放主義を採っている、そこにいろいろな問題があり」「ただ必要単位を取得した人が小中学校の教員になるのは適当でないと確信するに至った」、しかし、「個々の点では、問題があるから更に検討することが必要だ」と述べた。北川大阪教育大学長は、「何かひどく強い国家統制の線が出ている。例えば教員養成学部をおく大学については、履修科目を国が示すことになっているが、これを正面から見ると、大学は堅く縛られているようである」と述べた。このように、昭和33年中央教育審議会答申の受けとめ方については、国大協内部においても賛否両論が、対立し合っていた状況が表れている。

昭和34年5月23日、第1常置、第7常置委員会合同会議が開催され、中央教育審議会の教員養成制度の改善方策の内容趣旨について、第7常置の村上委員長の報告に基づいて、質疑討論を行っている。

さらに、昭和34年11月14日の、第19回総会では、村上委員長から、中央教育審議会からの教員養成制度の改善に関する答申に関連して、文部省と協議したこと等について、報告があった。「この答申には、種々の対策があり、種々の問題も起こり、そのうちにはあまり根拠のないものもあるが、かなり不安も招いており、賛否両論があるので、実施の責任がある文部省は、答申の内容を正確にする必要があるだろう」と指摘した。したがって、「答申については、何らかの意見を本協会から提出する必要があるのではないか。昭和30年には提出した。答申が出されてから改正すべきいくつかの教員養成に関する問題を指摘したが、改めて意見を差し出すべきではないか。しかし、教員養成学部はきわめて複雑な組織であるから、これを包括し得るような意見書を書くことは難しいが、改めて意見書を提出する必要ありと結論」し、これを準備することを表明した。

しかしながら、この意見書の提出が、結局、最終的には見送りとなったのは、昭和33年中教審答申の受けとめ方が、会員大学によってまちまちであったからである。

昭和35年11月26日の、第21回総会には、村上委員長より、次の報告があった。①臨時工業教員養成の問題については、一般の教員免許法から逸脱した教育課程となっているので、免許制度との関連の問題がある。②教員の需給対策が必要である。地方、校種の別によってアンバランスが大きい。また、1学級の子どもの数の基準を下げるべきである。恒久対策が必要である。教員養成制度の改善には種々の課題があるが、この点が究極の問題である。

当時、臨時工業教員養成の問題が、教職の専門性の観点から疑問視されていたこと、教員の需給状況がきわめて不安定であったこと等に対応する発言であった。

昭和36年6月23日の、第22回総会においても、村上委員長は、臨時工業高等学校教員養成所を設けるに当たっての、教員免許法一部改正の件は、大学制度の外で実施する問題及びその課程が3年であることから、大学における教員養成の基本に反する、臨時措置であるが継続すれば基本が崩れるから早期に解除されたいと述べた。また科学技術教育の振興は、小中学校に基礎があり、従って教員養成に基礎があるとして、理科教育は教員養成にとって重要な意味を持つのでその施設改善を図るように主張した。

昭和36年11月より、北川久五郎大阪学芸大学長が第7常置委員長となったが、昭和37年11月には、高坂正顕東京学芸大学長が委員長となった。

教育職員養成審議会建議について

昭和37年11月12日、教育職員養成審議会は、「教員養成制度の改善について」の建議を公表した。

その直後の、昭和37年11月16日、第26回総会において、第7常置委員会の高坂委員長は、次の点について報告した。①「教員養成のための教育課程に国が基準を設けることについて」は、ある程度の基準が定められるのはやむを得ない、しかしあまり細かい点まで決めることは好ましくないとの意見であり、その線で進める。②試補制度については、卒業後研修を重視したいとの考えでもあり、実習が在学中の負担を大きくしては困るとの点もある。この時、高坂委員長は、教育職員養成審議会の会長でもあり、日本教育大学協会の会長でもあった。

昭和38年6月21日の、第29回総会において、高坂委員長は、次の諸点につい

て報告した。①教員養成の改善についての中央教育審議会の答申と、教育職員養成審議会の建議に一部食い違いがあるが、「ルーズな開放制を修正した計画性」という点では類似している。また、試補制度に関して教養審議と日本教育大学協会の態度が異なるが、教育大学協会は慎重に検討して態度を決めるといっているので、国大協もそれに従う。②教員養成の大学学部は複雑で、学芸大学7、学芸学部21、教育学部18を含んでおり、しかも教育学部はその成り立ちによって多様性がある。そのため、教員養成関係学部の問題は、他の常置委員会とも関連が深いことを留意して欲しい。③教員養成関係学部は、大学の中で格差を与えられ、そこに属する人たちにインフェリオリティー・コンプレックスがある。その格差のあるところを充実していくということがまず必要である。

昭和39年7月18日、教育職員養成審議会は、「教員養成のための教育課程の基準について」の案を採択した。

昭和39年9月22日には、第1常置、第2常置、第7常置委員会の合同会議が開催された。この会では、第7常置委員会の高坂委員長より、教育職員養成審議会の「教員養成のための教育課程の基準について」の案を示して、各委員の意見を求めた。

高坂委員長が「教員養成制度の改善について、昭和33年に中教審が出した「国が基準を定める」構想が、封鎖制であるとの故を以て論議を生み、これに対して開放制の立場をとるべきだとの意見が出され、更に必要な基準を設けて資格を与えようとする構想が浮かんできている」と説明した後、意見が交換された。その中で、「基準を創る必要の有無」、「基準を創る過程のあり方」、「基準の内容」、「基準と教員免許の関係」、「基準と大学設置基準の関係」について種々の意見が出された後、委員長提案で、「基準を制定することに異議がない」「基準の内容はあまり細部にわたらない」「学部設置の基準も他学部同様検討対象とすべきこと」「一般教育において教職教育に偏しない」「他学部と学力の格差を来さない」「他学部生にも資格を得られるよう過重な負担としない」などの意見の概要をまとめられ、最終的には、3人の常置委員長にとりまとめを委任することとした。

この合同会議の結果として、昭和39年9月30日付で、教育職員養成審議会会長宛に「教員養成のための教育課程の基準の案に対する意見」が提出された。意見書は次の通りである。

教員養成のための教育課程の基準の案に対する意見

教員養成のための教育課程の基準の案（教育職員養成審議会）に対する当協会の意見の概要は次の通りである。

(1) 教育課程の基準を制定することは賛成である。

一部に国家統制の意味で反対論もあるが、既に他の学部においては基準があり、問題は基準作成の方法と内容である。教員養成学部内容の整備充実の見地からしても、また予算要求の根拠を明らかにする点からしてもむしろ必要である。

(2) 基準の内容は大綱において諒承できるが、あまり細部にわたるべきではない。

あまり詳細な基準を作ることは実状に通じない場合を招くのみならず各大学の自主性、特性を失わしめる恐れがある。

(3) 教員養成大学及び学部設置の基準も、他の学部の基準と同様目下再検討中の対象に含まれるべきである。

(4) 教員養成のための教育課程の作成に当たっては大学教育の使命にかんがみ学術研究の面に特に留意すべきである。

(5) 一般教育において教員としての人格形成に寄与するとの意図は分かるが、しかし一般教育の目的に照らし、教職教養に偏すべきではない。

(6) 教科教育を偏重するあまり他学部卒業生との学力の格差を来さないよう留意すべきである。

(7) 他の学部の卒業生に対しても過重な負担なくして教員資格を得る途を講ずべきである。

昭和39年11月27日の第33回総会には、第7常置委員会の高坂委員長より学生定員減と教官の増減について、報告が行われた。「先般文部省において教員養成関係の大学長及び学部長を召集し、席上、全国的に840人の学生募集定員を減ずること及び教官定員の増減（増105、減25）についての示達があった」「特に中学校教員養成課程に関しては、なお検討を要する点が認められる」「教官定員の増減については、教員養成系の大学、学部における教官組織の充実整備の必要性は認められるが、突然にしかも一方的に今回のような内容の示達がなされたことは、問

題が大学の自治に立ち入るようなことであり、たとえ一方に増の面があるとしても誠に遺憾である」。

昭和40年6月24、25日に、高坂委員長の下で、委員長再選の後、先に教員養成関係の学生募集定員の減員及び教官定員の増減について意見を提出したが、あらためて「教員養成大学学部の整備充実と大学院設置についての要望書」について協議することになった。

①教育学部は、5教科の整備が問題であること、②学芸学部は他学部の一般教育も担当していること、③修士課程が必要であることなどを考慮した要望書とすること等について、意見が交換された。

この委員会を受けて、次の要望書がまとめられた。

国立大学協会は、昭和40年6月25日第34回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

昭和40年6月25日

国立大学協会会長 大河内一男

要望書

教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置について

1. 教員養成大学・学部の整備充実について

昨年来、文部省においては、教員養成大学・学部の整備充実を意図していると聞いている。本来、教員養成の大学・学部は、その成立の由来を異にしているため、教育学部・学芸学部・学芸大学の3つの種類に分れており、それぞれその整備充実の必要に迫られているのが現状である。従って、今回文部省においてこれが整備充実を企図していることは、時宜を得た措置である。しかし、これが実施にあたっては、次の諸点について特に慎重な配慮をされるよう、強く要望する。

(1) 教育学部については、学科目の整備がきわめて不十分であり、学部自体として教員養成の目的を達することが困難である。その点、早急に充実すること。

(2) 次に、学芸学部については、他学部の一般教育を担当している面を十分に考慮し、教員養成のための組織を整備充実するにあたっては、適切な配慮を加えること。

(3) さらに、学芸大学については、他学部依存し得ない実状を十分考慮し、これを整備充実すること。

(4) さしあたり、小・中の教員養成課程について整備充実をはかることが緊要であること。ただし、他の課程等については、それぞれの大学・学部の実状、社会的要請等を考慮し、その整備については各大学・学部の独自性を尊重すること。

2. 教員養成大学・学部に大学院を設けることについて

現在、国立大学における各学部のうち、大学院の修士課程さえももたないのが、教員養成の大学・学部の現状である。しかるに、今日の教育内容、教育技術の発達の結果、義務教育における指導的役割を果たす職種のものについては、少なくとも修士課程の教育を授ける必要がある。さらに、高等学校教員1級免許状は、修士課程修了者にのみ与えられることになっていることにかんがみ、将来教員養成大学・学部には修士課程を設けて高校教員の養成が行われるようにする必要がある。

以上の理由により、教員養成大学・学部には大学院を設けられるよう、ここに要望する。

昭和40年11月24日、高坂委員長より、教員養成関係学部の整備充実について提案の後、意見交換が行われた。①この問題については、日本教育大学協会においても検討中であること、②その根幹にこの7月に教育職員養成審議会によって建議された「教員養成のための教育課程の基準」がおかれる。③教育学部の5教科が教員組織が十分でなく文理学部に依存している場合があるため、補強が必要であり、また学芸学部で高校教員を養成したいとの意向がある。④教育学関係学部の設置基準の制定が必要である。学芸学部、文理学部、教養部等の相互の関連を検討すべきである。⑤学芸学部の名称が、教員養成の目的に照らし性格が曖昧で、教育学部に改めたらどうかと話し合われた。⑥その他、修士課程の設置や教員免許法の改正についても協議した。

- 、 昭和41年6月22日、高坂委員長より、教育系大学の整備充実について、極めて不十分な状態であり、施設設備は殆ど考慮されていない、とくに学生増募や、学科等の新設に当たって、一般教育担当教官の定員配当などは無視されることもあり、他学部同様の措置を求める要望書を出すことの提案があり、合意した。

昭和41年10月18日、高坂委員長の下、先に37回総会で了承された学生定員の増減についての「要望書」に一部修正加筆することについて協議した。

その結果、「また学生定員の削減が行われた大学・学部も決して少なくないが、必ずしも現場の実状に適切であったかどうかは検討の余地があると思われる」と、「とともに、今後学生定員の調整に当たっては、慎重な考慮を加えられる」を追加することとした。

また、このときI・L・O関係（管理職範囲）について、とくに単科大学の場合、管理職的な実態を持つ者の範囲をどう考えるかが話し合われた。要望書は次の通りである。

教育系の大学・学部の整備充実及び学生定員について

国立大学協会は、教育系の大学・学部の整備充実等の緊急かつ重要性にかんがみ、先般開催の第37回総会の決議に基づき、別紙の通り要望いたしますので、これが実現方につき格段のご配慮をお願いいたします。

昭和40年10月21日

国立大学協会 会長 大河内一男

教育系の大学・学部の整備充実及び学生定員についての要望書

教育系の大学・学部における教育と研究は、現時内外の諸情勢にかんがみ、特に画期的な改革を必要とする時期に直面している。さらに地域の小中学校教員の需給関係、幼児教育および特殊教育担当教員の養成等、現下教育系の大学・学部に課せられた社会・国家の諸要請は最も緊急に措置せられるべき問題である。しかるに、教育系の大学・学部における教員組織及び施設・設備は創設当初よりの不備に加え、その後における学生定員の増加、学科・課程の新設に際しても一般教育および専門教育の担当教官の配当が適切でなかったこと、また、施設・設備の考慮が十

分になされていなかったこと等のため、現在当面している教育施策に対応しその目的を達成するため関係者のなされるべき努力が著しく阻害されていることを認めざるを得ない状態である。また学生定員の削減が行われた大学・学部も決して少なくないが、必ずしも現場の実状に適切であったかどうかは検討の余地があると思われる。ついてはこれ等の実状を深く諒察され、今後教育系の大学・学部の学生定員の増加、学科または課程の新設における予算措置にあたっては、少なくとも一般原則にしたがい前記教官特に一般教育担当教官の増員および施設・設備の整備充実に対し是非とも適切な措置が講ぜられるとともに、今後学生定員の調整にあたっては、慎重な考慮を加えられるよう特段の配慮を強く要望する。

昭和42年4月21日、高坂委員長の下で、第7常置委員会の担当事項とあり方についてあらためて協議した。担当事項は、①教員養成制度の改善、②教員養成のための教育課程、③教員養成学部設置基準、④教員免許法、⑤附属学校等であるが、教育学部のあり方や、設置基準要項、教員免許法等については、重要な問題があり、附属学校のあり方についても、教員待遇や地方との交流について課題がある。しかし、教育課程等については、日本教育大学協会に検討してもらうとともに、一般に日本教育大学協会からは資料を提供してもらうなど内面的なつながりをもつ必要がある等の意見が出された。これらの協議は、国大協の第7常置委員会と日本教育大学協会のそれぞれのあり方と両者の関係が問われ始めていたことを示唆している。

教員養成関係学部設置基準要項の検討

——教員養成制度特別委員会への胎動——

昭和42年6月、高坂委員長に代わって、玖村敏雄福岡教育大学長が第7常置委員長となった。

昭和42年6月27日、玖村委員長から、教育学部は、教員養成の設置基準の欠落のため、研究教育の進歩から脱落の心配があり、設置基準、教育実習・教員免許

基準等について意見をまとめる必要があるとの提案があった。それに基づく意見交換の中で、①教育学部では研究費に恵まれない、②建物基準が低い、③附属学校は実習のためにあるのか免許のためにあるのか、④実習の改善については附属学校側の問題もある、⑤助手の身分保障、⑥文部省で大学学術局と初等中等教育局で教員養成についての意見が違うのは問題である等が述べられた。

文部省より安養寺教職員養成課長が出席し、教員養成に関する予算措置等についての質問に、指定教科書の無償配布、図書の実、教員の増員等の努力をしている旨、回答した。

昭和42年11月29日、玖村委員長の下で、従来は、日本教育大学協会を中心に、教員養成の充実に努めてきたが、今後、国大協の中で国立大学全体の問題の一つとして、教員養成を考えていきたいと提案した。それにより、①教員養成の設置基準の問題を取りあげる、②一般に設置基準の創られる過程、③教員養成系の助手は、実技系で、学問研究の分野の助手が配置されていない、④建築基準の問題も未解決であるなどが話し合われた。国大協の中で、従来、日本教育大学協会とほとんど一体的となってきた第7常置委員会のあり方を問い直す動きを受けたものでもあった。

昭和43年1月25日、玖村委員長の病気により、稲荷山代理委員長の下で、教員養成基準の制定をめぐる、意見の交換が行われた。直接、基準案を創るよりも基準が出来るように推進すべきであるとの意見や、国大協としては教員養成そのものの性格や大学自身が養成するのだという認識を深めることが大切だなどの意見が出された。

昭和43年5月23日、玖村委員長に代わって、鎌田正宣東京学芸大学長が委員長となった。鎌田委員長は、教員養成を目的とする学部を設置基準要項については、玖村委員長もこれを進めたい意向であったが、大学基準等研究協議会でも提案されたまま保留となっている旨、述べた。また、昭和40年、教育学関係学部設置基準要項の作成について、大学基準研究協議会会長宛の報告にも、「教育学関係学部は、教育に関する諸科学を教育研究する学部と教員の養成を目的とする学部と二大別されるが、今回は前者についてその結論を得ましたが、後者については引き続き検討される必要があります」と述べられていることを指摘した。

教員養成系の大学学部について継続検討となっているのは、学科制と課程制及

び教育職員免許法等との関係があるからではないかと推定され、そのため、教員養成関係学部の設置基準要項の制定を要望する方針では全員一致で、その基本構想を策定することとした。

昭和43年6月24日、鎌田委員長より、「教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について」の要望書を文部省に提出することの報告があった。ついては、この点について、今後、国大協としての設置基準要項の原案を作成することに合意した。また、あわせて、①教員養成制度の改善の問題、②教員養成の教育課程の問題、③教育職員免許法の問題、④附属学校の問題について検討することとした。

なお、「教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について」の要望書は、この会合の翌日、6月25日の日付で提出されている。要望書は次の通りである。

国立大学協会は、昭和43年6月25日同26日開催の第41回総会の決議により、別紙の通り要望いたします。教員養成大学・学部の現状とその使命の重要性にかんがみ速やかに本要望の実現するよう格別のご配慮をお願いします。

教員養成関係学部の設置基準要項の制定方促進について

本協会は、先に教員養成関係学部が当面する諸問題は、学部設置基準要項が未だに確立されていないことに由来することを指摘して、その善処方を要望し、また、「大学設置基準の改善等について」もこれに対する意見書を提出して、その趣旨の実現方について格段の配慮がなされるよう申し述べた。

本協会は、ここに重ねて上記の趣旨に基づく教員養成関係学部の設置基準要項を速やかに制定されんことを強く要望する。なお、これが制定にあたっては、予め本協会の意見を充分徴せられるよう申し添える。

この後、設置基準要項を検討するために、連続的に委員会が開催されている。専門委員として、東京学芸大学大島三男、大阪教育大学徳広竜男が委嘱された。

昭和43年8月2日、設置基準を考えるに当たって、全国の平均学生数160人を標準と考えて、必要最小限の基準を考えてはどうかとの考え方について意見を交

換した。

昭和43年9月24日、教育系学部設置基準要項の目標は、教育に関する諸科学の基礎研究と教員養成を目的とする最小限のものとする事、教育学科・教育心理学科の取り扱いをどうするかということ、特殊教育・幼稚園教育・産業教育等の教員養成に関する事等が協議された。

昭和43年11月4日、教員養成関係学部設置基準要項は、教育系学部設置基準要項と改め、課程別・学科別については学科制を採るものとし、学科目及び授業科目を整えた。

昭和43年11月20日、引き続いて、教育系学部設置基準要項の目標は、教育に関する諸科学の基礎研究と教員養成を目的とする最小限のものとする事、学科制を採るが、課程も許容できるとしてもよいのではないかということ等について、意見を交換した。

これらの協議をもとに、「学部設置基準要項についてのアンケート」を作成し、会員大学にアンケートを実施した。

昭和44年5月30日、「学部設置基準要項についてのアンケート」の回答を集計整理した結果について、総会に報告することを了承した。

昭和44年6月23日、前回の了解に加えて、今後の課題として、教員養成制度の基本的問題について検討することの再確認を求め、並びに施設設備、教員組織、附属施設等残された問題について検討することが付け加えられた。また、学部設置基準要項を早期につくってもらいたいとの意見が出された。

昭和44年6月25日、委員長に鎌田委員長を再選した後、①日本の大学における教育大学（学部）の占める位置と役割、②教育大学（学部）の性格、③教員不足に伴う教育大学（学部）の新設、④教員養成担当者を養成するための高度な大学院制度等について、意見交換が行われた。

昭和44年7月14日、教員養成制度の改革を念頭において、6・3・3制の改革や学校体系の問題も含めて検討してもらいたいとの提言に基づいて、自由討議が行われた。

昭和44年9月8日、教員養成を目的とした大学のあり方について、「総合大学または統合大学の中の教育学部の利点と教員養成大学の利害得失について」、自由討議が行われた。

昭和44年10月14日、①教員養成を目的とする大学は、4年制大学を建前とすることについて、②教員養成の教育基準について、③大学における1学部としての教育学部の特質についてなどについて自由に意見交換が行われた。

昭和44年11月10日、これまで教員養成の諸問題について自由な討議を重ねてきたところから、①教員養成を目的とする大学の修業年限は4年以上を建前とする、2年の短期養成制度は漸次廃止の方向で検討する、②教育基準の確保について（卒業認定と資格認定の問題）、免許法の改正（教員の質的向上）、③大学における教育学部の位置づけ、④教員養成学部における大学院のあり方等についてあらためて意見を交換した。

昭和44年11月23日、前回の委員会で取りあげた問題の中から、①教員養成を目的とする大学の在学年限について、②教育基準の設定について、③教育学部の位置づけについて、④教育研究者の養成と大学院についての4点についての討議をまとめて総会報告とすることとした。

昭和45年3月2日、中央教育審議会より、「高等教育の改革に関する基本構想試案」が提示されたことにより、開放制と教員養成、免許制度と開放制、高校の教員養成、教員の待遇改善等について自由な討議が行われた。

昭和45年4月6日、前回の討議を受けて、今後の、教員養成制度についての検討の柱が提示され、専門委員に検討願うこととなった。①教育大学・学部の教員養成についての分析と評価（教師論専門職意識）、②高等教育（大学）の改革と教育大学・学部の位置づけ（教員養成機関）、③教員免許制度について（教育基準、開放制）、④教育実習の問題（附属学校のあり方に関連して）、⑤広域需給と人材確保の問題（待遇改善、広域人事交流）、⑥研修制度の確立、⑦高等学校教員の養成について、⑧6・3・3・4制の問題点等である。

徳広、大島に代わって、新たな専門委員として、山梨大学志田延義、東京学芸大学松原元一が加わった。

昭和45年5月7日、教員養成制度に関する検討項目のとりまとめとして、①教育系大学・学部の教員養成についての分析と評価、②高等教育（大学）の改革と教育系大学・学部の位置づけ、③教員免許制度について、④教育実習及び附属学校の問題、⑤教員の広域需給の問題、⑥教員の研修制度の確立、⑦高等学校教員養成について、⑧幼稚園教員の養成について、⑨学校教育制度の改善等々について

て報告協議した。

昭和45年6月5日、これまで提示された検討項目に従って、教員養成制度に関する報告案の検討を行った。

昭和45年6月27日、これまでの討議を「教員養成制度について（中間報告案）」としてまとめていくことに関連して、免許制度、教育系大学の整備と一般大学の教職課程の整備について論議があった。また、この委員会は、従来、教員養成学部を持つ大学のみで構成されてきたが、今後、一般大学からも加わってもらうことが了承された。

このことは、第7常置委員会から脱皮して、教員養成制度特別委員会へと転換していく直接のきっかけとなった。

昭和45年11月13日、「教員養成制度について（中間報告案）」について意見交換を行った。その主要な点は、①高等教育の改革と教育系大学・学部の位置づけ、②教員免許制度について、③附属学校と教育実地研究、④教員の広域需給について、⑤教員の研修制度の確立について、⑥高等学校教員の養成について、⑦幼稚園教員の養成について、⑧待遇改善について等であった。

前回の基本方針に基づいて、松原、志田に加えて、東京大学太田堯、京都大学池田進、広島大学井上久雄、九州大学原俊之が新しい専門委員となった。この時に、教育系大学と一般大学が、同じ立場で問題を検討していく必要がある、教員養成の方法が専門家であると同時に研究者であることが求められてきた、教員養成の改善のねらいは内容の充実であり、教師像を高めることだなどと話し合われた。

昭和45年11月21日、報告原案に、池田専門委員の「教員の処遇」を加えて、中間報告の成案が得られた。

昭和46年2月9日に、鎌田委員長主宰の下に、教員養成学部設置基準の制定を目途としてこの間審議を進めてきたが、「第7常置委員会を廃止し、教員養成特別委員会を設けることについて」の議案について審議した。

この議案について、①第7常置委員会としては、教員養成学部の設置基準を作る

べきだとの要望書を提出し、その使命を果たしたので、発展的解消は結構である、②強力な特別委員会の設置は賛成である、③第7常置委員会のあり方、編成についてはかねてから批判もあり賛成であるなどの意見があり、原案に意見の一致を見た。

このようにして、第7常置委員会は、発展的に解消され、ここに教員養成制度特別委員会が設置されることとなったのである。

Ⅱ 大学における教員養成 ——教員養成制度特別委員会時代——

第7常置委員会から教員養成制度特別委員会へ

昭和46年2月9日の第7常置委員会は、前述のようにきわめて重要な方向を決定した。この日の第7常置委員会は、「各学部のうち、教員養成学部だけが未だに学部設置基準もなかったので、当面の目標としてはこの設置基準制定を設置しようとして審議を進められてきた」、「当面の目標としてはこの設置基準制定を推進しようとして審議を進められてきた」が、今後どうするかが問題であった。

そこで、①教員養成学部は特殊のものであるので、第7常置委員会は廃止して特別委員会とすべきではないかということ、②委員の構成についても現在の常置委員会の場合は委員の定数に制限を受け、しかもそのため、委員も特定の大学に集中する傾向が見られ十分に所期の目的に応ずることができにくいということ、③この種の委員会としては、むしろ特別委員会として多方面から適当な数の委員が加わるべきではないかということなどが話し合われた。

種々話し合いの結果、①第7常置委員会としては、教員養成学部の設置基準についての要望書（昭和43年6月25日「教員養成関係学部の設置基準要綱の制定法促進について」）を提出したので「発展的解消は結構である」、②特別委員会の設置は賛成である、第7常置委員会のあり方については、従来からの批判もあり、全般的に意見の一致を見た。

さらに、「教育系学部系以外からもできるだけ多く加え、人選を偏らないようにする」などの方針にも合意があった。

このようにして、理事会を経て、この年の6月の総会において、教員養成制度特別委員会が発足することになった。

昭和46年7月14日には、最初の教員養成制度特別委員会の会合が開かれ、「委員長の設定」と、「今後の方針」が話し合われた。委員長については、鎌田委員より、第7常置委員会の構成員がほとんど教員養成関係であり、もっと広い視野から

検討すべきということで改組があったので、「直接教員養成に関連のない一般大学から、今までよりは多数委員に参加を願った」との説明があり、種々意見の交換の後、投票により広島大学長の飯島宗一学長を委員長に選出した。

今後の方針としては、①教育職員養成審議会への意見のとりまとめを行うこと、②中央教育審議会についても意見を取りまとめること、③公私立と事情の異なる点もあるが、「日本の全大学が教員養成に対してどうあるべきか、広い視野に立って国・公・私立を含めて考える」こと、④教育系大学をもっと魅力ある大学にする必要があること、⑤教員免許制度についても関心を持つこと、⑥教職専門、教育実習についても検討すること、⑦教員の性別構成についても検討することなどが話し合われた。とくに、③の広く「大学における教員養成」を考えることが、本委員会の基本方針となった。

なお、当初から教員委員として、関東の太田堯委員、近畿の池田進委員が参加していた。引き続いて、8月28日にも、特別委員会が開催され、新たな教員委員として、北海道東北から東北大学岩下新太郎委員、中部から金沢大学野村敬造委員、中国四国から広島大学末吉悌次委員、九州から大分大学小野潤委員が加わった。

このとき、①第7常置委員会の「教員養成制度について（中間報告）」をたたき台として検討を進めること、②国大協の「大学問題に関する調査研究報告書」の「8. 教員養成課程」も検討対象とすること、③教育職員養成審議会の検討を念頭におくこと、④国大協としては、「大学で教員を養成するにはどうあるべきか、大学としての教員養成のあり方を考えるべきだ」ということが大切なこと、⑤一般大学の養成にも建前と実態の間にギャップがあり、教育学部には、学問的な雰囲気の中で問題がある、「教員養成は大学で行うようになっていながら」実態に関しては種々の問題がある、教員養成学部には格差がおかれている、附属学校の問題もある、「大学であるという原点を明確に」しなければならないことなどが話し合われた。

「教員養成制度に関する調査研究報告書」

ちょうど、この年、昭和46年6月11日には、中央教育審議会が、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の最終答申を発表

して、初等・中等教育から高等教育、生涯教育までを含む教育改革の構想を示した。

昭和46年9月25日にも、飯島委員長主宰により、特別委員会が開催され、「教員養成制度について（中間報告）」に関する池田委員と飯島委員長の問題提起について検討が行われた。

池田委員は、開放制を必要とする理由、開放制と教職の専門性の関係についての問題を提出し、飯島委員長は、基本的な問題、教育系大学・学部の位置づけ、教員免許制度、附属学校、教員の研修制度、高校教員の養成、幼稚園教員の養成など、全般にわたって基本的な問題に触れる問題提起をした。討論では、教育実習を受ける者の数に対して、実際に教職に就く者の割合が低いことなどが論議された。今後の検討については、一般大学・学部の意見をできるだけ集約することになった。

引き続いて、昭和46年10月26日の委員会では、飯島委員長主宰のもと、岩下委員より、池田委員、委員長の草案をもとに、一般大学・学部の意見を聴取できるように配慮したアンケート案が示され、承認された。また、中教審答申の中の第2編第1章3の「教員の資質の向上と処遇の改善」に関する「養成・研修再教育」に対する各大学の意見の傾向が検討された（第1常置委員会において、中教審答申第2編「今後における基本的施策のあり方」について、各大学の意見を聴取した）。

昭和47年4月21日には、飯島委員長主宰により、前回のアンケートを実施し各教員委員が分担して集計した結果について、意見が交換された。

全般的なアンケートの集計結果については、岩下委員から報告があり、とくにそのうち「教育系大学・学部の現状と問題点」「一般大学・学部における教員養成の現状と問題点」「高等学校教員養成の問題」については、飯島委員長自身がとりまとめた結果を報告した。

昭和47年5月20日には、飯島委員長が、さらに「幼児教育教員・保母の養成」「産業教育教員養成の問題」「教員免許制度について」「附属学校と教育実習」について報告し討議が行われた。その際、附属教官を学部教官と同一の資格にする問題、職業教育の教員の問題、附属学校のあり方や協力学校の問題等が論議された。また、教育系大学の研究体制の確立の問題や、一般大学の教員養成の実態がとくに重要な問題として指摘された。

その他、①学生経費予算の増額の問題、②研究体制の問題、③研究施設関係の

問題、④現在の教員養成大学を研究体制の中の大学に引き上げる問題、⑤一般大学の教員養成と単位認定の問題、免許取得者と就職者の関係の問題、⑥教育実習の問題等を検討の上、前案を再検討することとした。

昭和47年6月6日には、飯島委員長のもとで、「教員養成制度の現状と問題点」のとりまとめ案が全貌を表し、さらに幼児教育の重要性や特殊教育の教員の問題を加えることになった。また、とりまとめ案を各大学に送付して意見を求めることになった。

昭和47年10月20日には、飯島委員長主宰により、「教員養成制度に関する調査研究報告書(案)」についての、各大学からの意見の重要な点が検討された。とくに、教育科学とは何かを明らかにすること、教育実習の改善策を講ずること、教員養成制度に関する大学院制度の理想的なあり方をまとめること、附属学校教員の身分の確立と施設の充実を図ること、大学の格差是正と教員養成問題を関連づけることなどが提起されていた。

このようにして、飯島委員長の主導の下で、太田堯、岩下新太郎、末吉悌次、小野潤、池田進等の委員の協力によって、作業が進められ、飯島委員長の素案が積極的に提起されたのである。昭和47年12月に「教員養成制度に関する調査研究報告書」が上梓されたが、「大学における教員養成」の理念の現実化と、とくに一般大学の教員養成の改善、教育系大学・学部に対する格差の是正を求める重要な報告書であった。

この報告書は、「わが国の今後における教員養成制度改革推進の資料に供せられたく」文部大臣、日本学術会議、各政党等に送付された。(第1巻1頁所収)

「教育系大学・学部における大学院の問題」

昭和48年3月12日には、飯島委員長主宰のもと、文部省より阿部教職員養成課長、及び藤村課長補佐が出席して、教員資格認定試験制度に関わる教育職員免許法の改正案についての説明のほか、教育系大学の設置基準の問題と現職教員の再教育を目指す新しい大学の設置と教育系大学の大学院設置の問題についても説明があった。

このとき、中教審答申に基づいて、現職教員の再教育を行う大学院の問題、特

に既存の教育系大学と新しい大学との関係の問題等が論議され、それを受けて、①教育系大学の大学院の問題（末吉委員）、②教育系大学の設置基準の問題（岩下委員）、③一般大学における教員養成の問題（大田委員）等をさらに検討することとなった。

引き続き、昭和48年8月10日に、飯島委員長主宰のもと、前回確認した3つの課題のほかに、特に新構想教員養成大学の問題が論議された。当時、子どもの激増期にあり、義務教育の教員確保のために、既存の教育学部の学生定員増のほか、文部省に「新構想教員養成大学等調査会」が設けられ、「新しい構想の教員養成系大学」の構想が出ているが、この新大学については、理念的にも実際的にも多くの問題があることが指摘された。

教員養成の大学院をめぐっては、大学院設置の必要性、新しい大学院の性格、大学院の組織、現職教育との関係等が論議された。

また、教員養成大学（学部）の設置基準の問題について、大学における教員養成の意義は、専門の学芸を深く教授研究することを基礎におくことであるのに対して、「教員養成大学の専門とは何か」がもっとはっきりさせられなければならないことが指摘された。

野村委員に代わって、金沢大学新谷賢太郎委員、池田委員に代わって、京都大学小林哲也委員が新委員として推薦された。

昭和49年5月21日には、飯島委員長より、国大協としては教育系大学の大学院について独自に検討を進め「教育系大学・学部における大学院の問題」の報告原案がまとまったが、この度文部省の調査会から「教員のための新しい大学・大学院の構想について」の報告書が出されたので、これらをめぐって意見交換をしたい旨説明があり、討論が行われた。その中で、なぜ新構想でなければならないのか、既存の教育系大学との関係はどうなのか、現職教育を強調しているが、大学院としての性格はどうなのか、現職教員のまま、大学院の履修をする条件はあるのか、附属学校の活用については具体性がないのではないかなど多くの疑問が出された。たとえば、「学問研究の面が希薄である」「既存の大学院との関係が明瞭でない」「初等教育課程を強調しているのはどういう意図か」「学問研究より社会的要請という面が強い」などである。

委員長は、これらの疑問を、①一体なぜ新構想の必要があるのか、②必要がある場合の既存の大学・学部との関係、③現職教育の目的、④大学自体の体制、⑤その保障にどのような問題があるか、⑥附属学校の考えに新味がない、⑦なぜこの内容を「大学院」と呼ぶのか等にまとめた。それにより、報告原案の新構想大学院を批判した部分は、既に調査会報告も出て、内容が分かってきたので、単に職能訓練所的というような決めつけでなく、具体的な内容の批判にするなどの修正意見が出された。

昭和49年10月21日には、飯島委員長より、「昭和49年6月 教育系大学・学部における大学院の問題（案）」について、各大学の意見を求めたこと、各大学から熱心な意見が寄せられたことが報告され、これについて意見交換が行われた。その中で、文部省の新構想大学院は、新構想というよりは、問題点が多く、既存の大学の発展を怠るおそれがあることなどが指摘された。たとえば、「新構想の大学院は、学部200人、大学院400人の入学定員というが、それは本来の教育・研究体制とは相容れない」「それは新構想というよりも問題点である。この成り行きに重大な関心を払うものである」「既存の大学はこのままにしておいて、天下り的に新構想という別個の大学を設けることには賛成できない」「結局は、教員人事管理の方に主体をおくような研修センター的なものになるおそれがある」「研修的な構想を何が故に大学院という名の下に設けなければならないのか、その点に尽きる」などである。これらの一定の問題指摘を含めて、「教育系大学・学部における大学院の問題」の報告書を承認した。（第1巻103頁所収）

教員養成大学・学部の設置基準については、具体的な設置基準を作るということだけでなく、設置基準が教員養成大学・学部にどのような意味を持ち、どのように作用し、どのような問題があるかを検討するという方向を確認した。教員委員として、新たに、広島大学井上久雄を加えることになった。

昭和49年11月に、「教育系大学・学部における大学院の問題」が報告書として上梓された後、しばらく小委員会のみ活動となり、特別委員会は開かれなかった。

大学における教員養成——基準のための基礎的検討——

昭和51年1月26日に、飯島委員長主宰のもとで、文部省から佐野大学局長、阿部大学課長、島田教職員養成課長、その他に谷口教員大学院大学創設準備室長が出席し、教員大学院大学の作業経過並びに方針等について、意見交換が行われた。その際、飯島委員長から希望として、この新構想大学の問題と併せて、「現存の教員養成大学・学部の研究体制の問題、ないしはかねてから整備・充実を要望している大学院の問題などについて」協議したいことが述べられた。経過報告の後、国大協側から、①新構想の大学が既設の教員養成大学・学部と具体的にどのような関係になるか、②新構想の大学は現職教育的色彩が強くなるが、教育現場や大学に与える影響はどうか、③新構想の大学の教員組織の見通しについてはどうか、また中身はどうかについて、質問があった。

阿部大学課長から次の諸点の回答があった。①教員養成の水準向上を意図しているので、基本的には現職経験者を対象とする、②既設の大学が中等教員養成に引きずられがちなので、初等教育教員養成に重点を置く、③1県1校主義を修正する情勢が出てきている、④計画養成だけでやってるのではないので、広い見地から教員養成を考えたい、⑤新構想大学を出た者が優先採用や待遇優位ということではない、⑥既設教員養成大学の大学院設置はとくに抑制しているものではないなどと応えた。佐野局長からは、「国大協と文部省が充分意見を交換し、おおよその合意が成立する方向で進めていかなければ成果は得られない」と挨拶し、谷口室長からは、「広い範囲から支持される望ましい教員養成大学の創設に努力したい」との挨拶があった後、自由に意見が交換された。(以下、□問い、○文部省)

□新大学は現職教育の場合か。部とは何か。○完成された教員のために、現場経験の後、大学院に学ぶというサンドイッチ方式だ、部は、大講座より大なるもの。□既設大学大学院との関係はどうか。□現職者の2年間の就学の問題はないか。○附属学校は大学院にとっても附属学校である。○各種センターの設置が検討されている。□6・3制に代えて、幼小、中高で考えたらどうか。○教育体系の変換までは考えていない。□既設の教員養成系大学の役割は。○小6割、中4割、高2割だが高へ傾斜すべ

きでない。□新構想は小を中心にとというのは分かるが、中高にも影響がある。□新構想について管理強化、中央集権が危惧されている。○既設の教員養成大学については、既設の教員養成大学の協同により大学院を創る考え方である。○新構想はブロックに1校という考えだが、調査結果により設置を決める。○既設の教員養成の問題は、実践からの遊離と言うことで、サンドイッチで解決する（既設の教員養成の改善と新構想における試行とのサンドイッチ方式で教員養成との結びつきを強める）。もう一つ教員が専門に偏り、教員養成に協力しないと言うことである。□附属学校を実践的、臨床的に活かしたい。□新構想にスローガンの的に反対するのではないが、既存の国立の教員養成大学・学部存在について、今後の育成の原理をどのように定めていくかを問題にしたのである。

続いて、2つの報告書に続いて、教育系大学・学部の設置基準の問題について検討することとし、岩下委員から、論点の提示があった。

①大学設置基準とのかかわりの問題、②設置基準の意味合いの問題、③設置基準の関係法令が教員養成学部はどういう影響を与えているかの問題、④各大学が教員養成のために行っている新しい独自の計画事例の調査研究等である。

討論の中では、課程制の現状と問題点、研究と教育の関係、設置基準のモデル、小学校教員養成の軽視等が論議された。また名古屋大学田浦武雄が教員委員に、群馬大学真下健、和歌山大学山田昇が専門委員に委嘱された。

昭和51年5月19日には、飯島委員長の主宰により、教育系大学・学部の設置基準についての協議が行われた。

また、今後の検討の焦点として、①教育系大学・学部における大学院の問題、②教育系大学・学部の設置基準の問題、③総合大学の学部で教員養成を直接目的としない学部の教員養成への協力等の全学的な体制について、の3点を明確にした。

とくに、教育系大学・学部の設置基準の問題と、教員大学院大学の問題について、討議が行われた。設置基準の問題については、①大学基準と大学設置基準の関係及び問題、②設置基準の意義とそのあり方、設置基準が教員養成大学・学部にも与えている影響、③課程制が、教員養成に必然的かどうか、教員養成の教育組織と研究組織の関係、④教員養成大学学部で行われている教育の実践の調査研究

の実施等が、問題になった。

これに関連して、①新構想の教員大学院大学が投げかけている問題には、1県1教員養成大学の方針とは異なるものがある、教員の計画養成ということからははずれてくるのではないか、②課程制は、教員養成に必然のものかどうかには問題がある、③課程制、学科目制は予算積算の点でも問題があるなどが討議され、教員養成の研究組織と教育組織のあり方を検討すべきであることが主張された。とくに、「教育学部の物理学と理学部の物理学」とは異なるのかどうか、「教科教育学がまだ形成途上にある」ので、これを強化すべきだが、教科教育学で全てを置き換えることが出来るのかどうかなどが話し合われた。これにより、設置基準のモデルを創るというより、その考え方の基礎を検討すべきとの意向が強かった。

続いて、島田教職員養成課長より、教員大学院大学設置準備の経過と昭和52年度概算要求について説明があった。①新構想については、大学院だけでなく、初等教育を重点に置く学部を設け、既設の大学の向上も図る。②又現場と結びついた実地研究を重視し、現職教育と結びつけるなどであった。質疑の中で、兵庫と新潟は既に固まっていること、新構想と既存の教員養成の関係論を明確にすることが回答された。また、既存の教員養成大学学部の大学院を措置されたいこと、新構想の入学選考と教員の人事行政の関係が考慮されなければならないことなどが、主張された。

昭和51年11月5日にも、飯島委員長主宰のもとで、教育系大学・学部の設置基準の問題と新構想教員養成大学の問題が討議された。

その際、岩下委員より、小委員会での論点として、①教育系大学の設置基準と同時に、一般大学の教員養成の問題も視野におくべきこと、②教員養成における教科専門と教職専門の関係、③実態としての教員養成教育の試行を確かめること（高橋金三郎、渡邊広岡教授から教員養成教育の報告を聞く、山田専門委員から戦後の教員養成の開拓の動きと試み等について聞く）、④教育実習のあり方などを挙げられた。

島田教職員養成課長より、新構想の進行状況について報告があり、また既存の大学に於いても修士課程設置の動きがあることについて討議された。

続いて、谷口新構想設置準備室長より、大学院のカリキュラム及び設置する専攻の態様、初等教育学部のあり方、センター構想等の紹介があった。

関連して、大学院受け入れ人数が従来の修士と異なる点、現職教員受け入れに関する問題などが、論議された。

昭和52年4月30日には、引き続いて、教育系大学・学部の設置基準について審議された。岩下委員より、教育系大学・学部の設置基準に関する報告書の準備中であり、その概要についての報告を行った。その内容は、開放制とその課題、教員養成における研究組織と教育組織（課程制について、カリキュラムの構造について）、教員養成改革の実践と構想などから、構成されることを報告した。

なお、飯島委員長が、5月6日をもって、任期終了のため、神戸大学須田勇学長を委員長に選出した。また、継続する問題として、①新構想大学の問題、②教育系大学学部の大学院の問題、③教育系大学学部の整備の問題、④教育実習の問題等が確認された。

昭和52年7月15日、須田委員長のもとで、引き続いて、教育系大学・学部の設置基準についての検討が行われた。岩下委員より、①障害児教育の教員養成についても新たに付け加える、②教員養成の基礎としての諸専門の深化と同時に、教授学・教科教育学の確立も強調したい、③ここで検討したことは設置基準そのものではないので、用語を整理したいなどを報告された。討論で、課程制・学科目制についての評価が以前のまとめに対して、変化しているのではないかとの指摘があったが、課程制は教育システムと考えればよいので、格差が問題なのだと主張された。また、障害児教育の教員養成を考えていく中で、現行の教員養成の全体の見直しに関わる問題があるのではないかとの指摘があった。

昭和52年11月8日、須田委員長より、「大学における教員養成—基準のための基礎的検討—」について、各大学から寄せられた意見を検討し若干の修正を行った旨の報告が行われた。結局、指摘された意見には、検討を要する難しい問題があるので、今後の方向と課題をあとがきに明記することに合意した。

このようにして、「大学における教員養成—その基準のための基礎的検討—」が上梓されたのである。（昭和52年11月 36P、第1巻129頁所収）

新構想教員大学院大学をめぐる

昭和53年1月18日、須田委員長より、新構想や既存の大学の大学院設置について、島田教職員養成課長から話を聞くこと、国大協は、新構想についての懸念も表明してきているので文部省の考え方を聞くことの提案があった。

島田課長からあらためて、新構想大学院大学についての説明が行われた。昭和47年の教育職員養成審議会の建議に端を発し、昭和49年新構想の教員養成大学等に関する調査会による提案に基づき、昭和50年11月兵庫に、51年8月には上越の準備室が設置されて準備してきたこと、設置場所、創設計画、組織構成、生活環境、管理運営についての説明があった。

質疑の中で、①現職者が入学したときの保障はどうか、②現職教員の受け入れの保障の措置は他の教員養成大学、あるいは一般大学でも認めるのか、③本務教員の身分と学生の身分の両方の管理がどう関わるのか、④現職者を多数入学させることにより大学の体質変化、大学のイメージの変化がおこる、慎重であるべきではないか、⑤1年は現場でということのようだが具体的にはどうなのか、⑥志願者の自由意志と人事管理者との関係はどうなるのか、⑦教育委員会の事前の了承ということはどうなのか、⑧専攻とコースというのは、課程のことか、⑨学部と大学院の関係はどうなのか、⑩新構想大学の審議決定機関はどうなっているかなどの意見交換が行われた。

須田委員長は、「国大協の懸念は一応ぬぐい去られたというように見て宜しいのであろうか」と発言したことが議事録には記載されているが、質疑の内容から見ても、「ぬぐい去られた」という状況ではなく、この委員長発言を諾としたという記録もなく、「このような機会を今後も設けて、文部省と国大協の意志疎通を図るようにしたい」という発言を了解したものであったと筆者は理解している。

その部分の議事録を挙げると、次の通りである。

○国大協ではかねてから新構想の教育系大学院に対し、問題点を指摘したり、批判したりしていたところは、本日の文部省側の説明によれば、おおよそ取り入れられ、国大協の懸念は一応ぬぐい去られたというように見てよろしいのであろうか。

○文部省側としては、かねて国大協からご希望、ご批判をしていただいたところを全て取り入れたつもりである。なお、新構想のカリキュラム等についても、この委員会から、また既設の大学院からも知恵を借りることにしたい。

○創設委員会の方でカリキュラムに関する資料ができれば、それを見せてもらって検討したい。

概ね以上のような意見が交わされた後、委員長より次のように述べられ、閉会した。

既設の大学の充実についても文部省として十分な考慮を払われたい。なお、このような機会を今後も続けて、文部省と国大協の意志疎通を図るようにしたい。

議事録はここまでである。つまり、前述のように、種々の疑問が委員より出され、これについてそれなりの回答はあったが、疑問が「ぬぐい去られる」ような状況ではなかったので、「ぬぐい去られたと見てよろしいのであろうか」と委員長が発言したが、とくに委員の答えはなかったのである。今後もさらに「検討したい」という趣旨の発言があったのである。記者会見等が予定されていることについても全く話はなかったのであるが、翌々日の1月20日に、須田委員長の記者会見が行われた。

国大協の疑念がぬぐい去られたという須田委員長の記者会見が広く問題となったため、衆議院文教委員会に参考人尋問があったのだが、筆者もこの委員会に喚問されることになった。昭和53年4月17日の国会衆議院文教委員会における議事録を参照されたい。(第1巻169頁所収)

教育系大学・学部の大学院構想について

昭和53年4月18日、教育系大学・学部の大学院構想を正面から取り上げて審議する段階に入った。

この会議の冒頭で、須田委員長は、この間の事情を次のように述べている。

「この教育系大学院の問題は、衆議院の文教委員会でもとりあげられ、これについてマスコミがいろいろな表現で報道しているので、本日の審議の過程でそのこ

とも触れることになろうが、本日の委員会は、それとの関係で開催したものではない。また、去る1月20日に文部省記者クラブにおいて、私が発表した「教育系大学・学部における大学院の問題（説明メモ）」は、この委員会の委員長としての私見を発表したものであるが、新聞紙上では、これが国大協の見解というように報道された。当日の会見の際私は、これは委員会には諮っていない委員長個人の私見であるむねを明言するとともに、本日の会見の趣旨は単に新構想の大学院問題だけに限らず、既存の教育系大学・学部の問題をも含めて教育系大学院全般の問題について説明するものであることをも述べたが、記者の方ではこの「説明メモ」の中の新構想大学院に関する部分のみを取りあげて報道した」と述べた。

その上で、委員長は、さらに「①任命権者の推薦入学を行うべきでない、②ブロック配置によってその県内に教員養成の二重構造を生ぜしむべきでない、③この大学院卒業者に対する特別の身分・給与の保障、上級免許の付与、その他処遇上の特別措置を講ずるべきでない、④管理運営について新しい方式を採るべきでない。あくまで教授会を最終の管理機関とすべきである」という4点については、「一応ぬぐい去られた」ということについて、「重ねて了承があったとみてよろしいか」と尋ねられたのである。そのため、一応、了承することになったものである。これらの点は、4月18日の議事録に記載されているとおりであるが、いったん了承した後に行われた討議から見ても、「任命権者の推薦」の問題や、管理運営の問題については、その後の事実の展開をも含めて、これを十全に了解して了承したのではなかったと私は理解している。

そのため、いったん了承の上で行われた討議をさらに追いかけてみたい。

まず第1に、このときの問題の発端が、「新構想の教育系大学院に対するこれまでの懸念が一応払拭された」と説明したことが報道関係者からは反対から賛成に移ったと受け取られたところに問題を惹き起こした原因がある。したがって、「新構想の教育系大学院に伴う諸問題が全面的に払拭されたということであるのか、また、この委員会がそういう確認の上に立って賛成の方向付けをしたということになるのか」が問題になった。そのことは、その日、再確認したことが、「直ちに新構想の教育系大学院の全貌について諸疑念が払拭されて、反対から賛成に移ったということであるのかどうか」が問題とされたのである。これに対して、委員長は、記者会見でも、「文部省の説明を了承した」と応えただけで、「賛成した」といっていないと述べた。また、「内容が、国大協としてはまだ十分に分かったわけ

ではないから、今後、資料を提供してもらって、この新構想の教育系大学院が国大協の考えと外れたものにならないように、常に文部省とも協議していくことになっている」と説明したことを述べた。これに対して、「これが賛成の方向付けになり、そういう確認が出来たというような受け取りかたをされる」と問題が混乱するとの指摘があった。それゆえ、「この委員会の見守りが終わったわけではない」、また「教育系大学院の問題について、国大協として如何なる見解をとるかは、まずこの委員会で十分検討し、その上でまとめた見解でなければ国大協の見解とすることはできない」と主張された。

最後に、委員長は、再度、記者会見を行い、「国大協としては、新構想の教育系大学院の問題については今後も関係資料の提出を求めて審議を続け検討していくことになっている」との趣旨を述べたいと発言し、これを了承した。

さらに、今後の検討課題として、教育系大学院の問題を現実の問題としてきめ細かく検討していきたいということを了承した。

一般大学・学部の教員養成と教育系大学院の問題

昭和53年8月4日、須田委員長のもとで、谷口兵庫教育大学創設準備室長及び上寺準備室副長、新井準備室総主幹が出席し、具体的に兵庫教育大学の準備状況及び教育研究組織と履修方法、教育方法について説明した。

これに対して、大講座制の趣旨、学校教育の実践的な教育研究を目的としていることの意義、その内容における専門性と総合性関連、教職共通科目の重点化の意義、教育実習重視の意義、学校教育研究センターの構想等について、種々の意見が交換された。

また、今後の検討課題に関連して、岩下委員より、前回確認の教育系大学院の問題を新構想に限らず、既存の大学学部の問題と並行して検討していくことと、従来からの課題である「一般大学・学部における教員養成の問題」を併せ検討していくことを確認した。

一般大学・学部の問題については、田浦委員、山田専門委員、教育系大学院の問題については、小林委員と新たに教育大学協会から委嘱することとなった。

昭和53年9月9日には、須田委員長主宰により、小林委員案の「教育大学・学

部の大学院問題」のメモが提出されこれを検討した。その協議の中で、審査基準の問題や設置審査のあり方についても検討すべきことが主張された。

続いて、一般大学・学部における教員養成について、教員養成カリキュラムの構造とその現状と問題を明らかにすること、教職課程センター（または教員養成センター）の設置を推進することなどを軸として、検討を進める案が示された。その協議の中で、教育学部以外の学生の教職教育の実態を明らかにすること、学校種別毎の教員養成の差異に十分注目すべきこと、教職課程センター構想に関しては教育学部との関係を明確にすることなどが指摘された。また、一般大学の教職課程センターの機能の一つとして、高等学校教員の現職教育をあげていたことは、注目される。

以上に基づいて、当時、急激に増大しつつあった「一般大学・学部における教員養成」の実態を調査するためのアンケート調査を進めることになった。

岡山大学片山嘉雄専門委員が加わった。

昭和53年10月13日には、須田委員長主宰により「一般大学・学部における教員養成」の実態調査のためのアンケート案、教育系大学院に関する調査のアンケート案について協議した。

一般大学・学部調査については、教職に関する専門科目の実施状況・時間割、教育実習の実施状況、附属学校との関連、教職課程の事務機構、教員養成をめぐる問題点、教職課程センターについて、法令等の整備について等のアンケート試案を提示し、協議した。

教育系大学院の検討に関する調査については、一般大学大学院の教員養成、教育系大学の大学院、一般大学・学部及び教育系大学・学部における専攻科及び研修生の実態などを含むように実態調査を行うこととした。

昭和53年11月25日、須田委員長主宰により、小委員会の作業を経て、一般大学・学部における教員養成及び教育系大学院に関するアンケート案が、審議され、了承された。アンケートは年末にかけて大学に送付され、年明けの2月20日までに回収することとした。教員委員の小野潤、大田堯委員に代わって、鹿児島大学岡本洋三、千葉大学椎名萬吉が委員に委嘱された。

この間、アンケート結果が回収され、一般大学・学部のアンケートについては、主として田浦委員と山田専門委員が担当し、教育系大学院のアンケートについては、小林委員が担当し、作業を進めた。

昭和54年6月18日、須田委員長主宰により、アンケートの集計の途中結果について、田浦委員、山田専門委員、小林委員より報告があり、実習者数、免許取得者数が増加の傾向にあることの確認について討議があった。また、大学院における現職教員の受け入れ、大学院の設置審査の問題等が協議された。

今後の予定として、夏休みを経て、10月までに中間まとめを作成し、各大学の意見を聴取して、昭和55年6月の総会には最終まとめを作成することとした。

昭和55年6月16日には、須田委員長主宰により、予定より作業が遅れたが、この段階で調査結果とそれに基づく提言がほぼまとまったので、これを再度調整して、各大学の意見を聴取の上、秋の総会までに最終報告書を作成することとした。

報告書は、第1部「一般大学・学部における教員養成」として、①教職課程の状況と問題点、②教育実習の現状と問題点、③一般大学・学部における教員養成の総括と提案を含むこととした。第2部は、「大学院と教員養成」として、①大学院と教員養成について、②教育系大学・学部の大学院について、③大学院設置・拡充の推進のためにを含むこととした。当時、教育系大学院は東京、大阪に加えて新規2大学に設置されたばかりで、4大学にしか設置されていなかったが、かなりの大学においてようやく大学院設置準備が着手されていたのである。

第1部の提案として、1級、2級の区別を改め、高等学校の免許は、在学中の教育実習を免除して臨時免許状となし、卒業後1年～2年の課程を経て正規の免許状とする、小中学校については、大学卒業で正規の免許状とし、短大の場合は、臨時免許状とし、卒業後に必要な課程を経て正規にするという考えが含まれていた。この提案は、一般大学・学部の学生にとって、教育実習の実施に困難があるところからなされたものであった。

第2部は、大学設置審査について、教育系大学院には、「特別な申し合わせ」があって設置を規制しているところに一つの問題があり、「自由な発想を認める」必要があるのではないかと提案された。

以上により、7月中旬には、原案を各大学に送付し、意見を聴取した上で、秋の

総会に報告を纏めることとした。

昭和55年11月4日には、須田委員長主宰の下で、再度新教育大学の問題について、上寺兵庫教育大学副学長より説明を受けるとともに、「大学における教員養成」報告書についての協議を行った。

上寺氏から、兵庫教育大学大学院学校教育研究科（修士課程）の授業科目の分類、修得単位数等、昭和56年度合格者の状況について、報告の後、協議が行われ、履修要件として、共通科目・総合科目の割合が大きく、現職教員の中にもより専門的な学問の深化を期待する者には不都合はないのか、受験に際し、府県の合意書が必要とする点に問題はないのか、附属学校の整備計画はどうなっているか等々、種々の意見が交換された。

引き続き、「大学における教員養成」の報告書が完成し、各大学の意見も聴取したが、各大学の意見は極力尊重し、将来の検討課題とすることで、あとがきに追加するなどの形で、総会に提出し最終報告書とすることを了承した。

その結果、報告書「大学における教員養成 一般大学・学部と大学院の現状と問題点」（昭和55年11月 118P、第1巻197頁所収）がまとめられたのである。

昭和56年1月16日、須田委員長主宰により、「大学における教員養成」の報告書に基づき、文部省への要望書を提出する件について了承し、須田学長の任期満了に伴う、次期委員長として、三重大学井沢道学長を選出した。

教員養成の改善充実に関する要望書

田中 文部大臣宛

国立大学協会は、予てより、大学における教員養成の重要性に鑑み、その改善充実に関する研究調査を行って参りました。

この度、教員養成制度特別委員会におきましては、「大学における教員養成—一般大学・学部と大学院の現状と問題点—」の調査検討の結果を別冊のようにとりまとめました。

つきましては、この調査検討の結果に基づき、一般大学・学部における教員養成の改善充実と教育系大学・学部の大学院の設置促進につき、特

段の配慮をされるよう、ここに要望いたします。

記

1 教職課程の整備・充実

近年における教職志望者の増加と教員養成の質的改善の緊要な課題に対応する施策として、教職課程センターの設置、教職課程担当教官の増員、事務機構の整備とくに教職主幹の設置等、教職課程の整備充実をはかること。

2 教育実習諸経費の充実

一般大学・学部における教育実習希望の増加と教育実習校の負担増を考慮し、教育実習諸経費とくに教育実習委託謝金、教育実習校への巡回指導・連絡に要する教官旅費及び教育実習協力校に対する配慮並びに教育実習の連絡・協議に関する地域協議会の運営諸経費等の予算上の措置を充実すること。

3 教育系大学・学部の大学院の設置促進

教育系大学・学部の大学院の設置を促進するために学部の整備充実をはかるとともに、多様な大学院の設置について弾力的な配慮を行うこと。

昭和56年4月17日、井沢委員長主宰により、「教員養成の改善充実に関する要望書」の報告の後、委員の交代等について了承した。

井沢委員長より、日本相談学会・日本進路指導学会から、ガイダンス・カウンセリングに関する科目を教育職員免許法に加えるようにとの要望書があったことの紹介があり、協議の結果、この問題だけを取りあげる時期でなく免許制度全般を検討する際に一つの問題として検討すべきであるとの意見が強かった。

また、今後の検討課題について協議した結果、教員の免許制度・資格制度の原則について検討することで、大方の了解があったが、種々の課題が出され、教員の需給関係、採用制度、教育実習の実施、カリキュラム基準の問題、養成方法の多様化〔1年課程教員養成（当時、埼玉、奈良、千葉にあった）、通信教育、聴講生、教員資格認定制度等〕についても意見があったので必要に応じて、これらの問題を加えていくことで了承した。

その協議の中で、教員の需給関係については、年間免許状取得者が18万人で、教育実習の実施の困難にも結びついている、どれだけの者が本当に免許状が必要な

のか、近年子どもの出生数が少なくなりつつあり、将来への危機感も出てきている、教員定数の問題もある、いずれにしても長期的な需給関係について展望を持つ必要があるとの意見があった。また、日本相談学会等の要望書に関連して、欧米のスクール・サイコロジストに対し「多少かじった程度の者が専門家の如く子どもを指導するのはかえって弊害の方が多くなるので」、今後、教育の専門職のあり方等について検討する必要があるとの意見があった。

「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」

昭和56年11月10日には、井沢委員長のもとでの、再度検討課題の明確化のために、現行の教員免許制度についての自由討議が行われた。まず、現行教員免許制度が見直しの時期に来ているとの合意のもとに多様な意見が出された。

工業の免許、教員資格認定試験、教育学部の理数系学生の問題、その他、採用試験や教員就職と免許の関係等である。文部省にも見直しへの動きがあるとのことから、国大協としての意見をまとめるべきとの意見が強かった。

井上委員の退職の後に、鳥取大学後藤誠也委員が委嘱された。

昭和57年6月21日には、この間、毎月1回の割合で小委員会における検討が進められ、9月には、報告書要旨の原案をとりまとめ、11月総会に報告できるようにしたいとの井沢委員長の意向が示された。それを受け、岩下委員より作業は、教員資格制度の基本的な考え方、履修基準、大学における教員養成の充実、聴講生制度、1年課程の教員養成、教職課程センター等の諸問題を分担して進めている旨、報告しがあつた。

自由民主党文教部会の「教員問題に関する小委員会」よりその提言について意見聴取を行っているということで、国大協にも意見を求められたので、先般、井沢委員長が、意見陳述を行った旨、報告があつた。ただし、同小委員会の提言については、委員会としては意見がまとまっていたわけではないので、井沢委員長の個人的見解ということで対応したとの報告であつた。その内容については、①採用試験の多様化については、枠にはめるのではなく、教員適性を多面的に見る必要があると述べた。②採用内定時期を早めることについては、特に問題はない。③新任教員の学校配置については配慮すべきであり、とくに僻地等については適

切な行政指導を期待する旨述べた。④新構想大学等への派遣推進の提言については、研修指導者確保のため既設の教員養成大学院についても同様の評価を期待する旨述べた。⑤免許制度に関しては、上級免許状の新設や、再教育を提言しているが、その点については、今後も引き続き検討する旨応えた。⑥現職教員の免許状を期限付きにするとの案には、現職教育の充実をもって対処するのがよいと述べた。⑦免許状は一定期間過ぎれば失効にするという案は、雇用の際に研修を義務づけることで済むと応えた。⑧試補の提案、アドバイザーの導入については、条件整備等の検討課題があることと大学における教育実習との関係をどうするかの問題があることを述べた。

昭和57年11月16日、井沢委員長主宰により、小委員会の討議の結果、岡本委員による「教員免許制度の改革」が提案され、教員資質の向上、教職専門性の強化、制度の簡明性と柔軟性をめざして試案を作成すること、基礎資格、免許状の種類、専門性の表示、教職科目基準、専門性の類型、助教諭資格等の骨子を大胆に改造することについて説明があった。協議の中で、かなり大胆な改革案のため、現実に即するという点で、いくつかの疑問あるとの意見も出された。

昭和58年4月25日には、井沢委員長主宰により、改めて、小委員会より、「大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—」として教員免許制度に関する提案がなされた。第1章は、教員免許制度の歴史と動向、第2章に教員免許制度検討の観点として、現行制度の問題点とこれを打開する考え方を示そうとしたものである。学歴と教員としての処遇の問題や、とくに、修士課程修了者の処遇、短大における教員養成の問題等が論議された。また、教職専門と教科専門の関連構造については、たとえば教科教育的な観点から専門を見直すということもあるのであって、提言内容に、後退が見られるのではないかなどの批判もあり、再検討することとなった。

昭和58年6月23日には、井沢委員長主宰により、結局、「大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—」の案を総会に提案し、各大学の意見を聴取した上で、11月の総会に最終報告書とすることが了承された。また、ちょうど、この時、文部大臣から教育職員養成審議会に対し、「教員の養成及び免許制度の改

善について」の諮問がなされたことから、菴谷教職員養成課長から諮問の趣旨等について説明を聞くことになった。

その要点は、①教員免許状の種類の改定等について、②免許基準の改善について、③改善すべき関連事項についてであった。

協議された主な点は、次の通りである。①上級免許を設け、「学校教育に関する実地の研究」を大学院で12単位修得させるという問題、②「実地の研究」は、現職教員の場合は、大幅に考慮され、新卒の者に主として適用されるという問題、③教育実習の単位を増やすが、特別の事情がある場合は、これに代わるものをもって「予備的資格」を認めているという問題、④短大における教員養成については、将来の検討課題とするということ、⑤15年で免許状を上進させる問題の検討に着手したこと等々であった。

この説明を受けて、かねてより当委員会もこの問題を継続検討し、今回の報告書をまとめることになったものであり、時宜にかなったものであるが、それだけに教育職員養成審議会の検討と全く関わりのない意見書とならないよう、各大学の意見を聴取した上で、再検討することとなった。

昭和58年10月25日には、井沢委員長より、先の委員会以後、各大学に宛てて、報告書中第2章の教員免許制度に関するアンケート調査を行い、その結果をまとめる作業を行ってきたことの報告があった。この点について、福島大学では、アンケート回答に当たり、全学的な委員会を設けて検討したものであり、教養審への対案を示すという主旨ではないが、「国大協として教員養成の理念、その基本的考え方を示して教養審に要望してほしい」との意見が出された。討議の結果、「国大協として統一見解を示すことができない事項もあり」、各大学の意向には要望等も含まれているので、「教養審に対しては、これを参考に慎重に検討願いたい」ということで、意見を取りまとめることとなった。

昭和58年11月16日

教員養成制度並に免許制度改正について（要望）

当協会の教員養成制度特別委員会によるアンケートの調査結果が別添の通りまとまりました。つきましては、貴審議会のご審議に際してご参

考としていただき慎重にご審議下さいますようお願いいたします。

※なお、この要望意見の中の「アンケートの調査結果」は、後述の「大学における教員養成・教員養成制度充実のための課題」という報告書の補章として収録されている。(第1巻319頁所収)

昭和58年11月22日、教育職員養成審議会より、「教員の養成及び免許制度の改善について」の答申が発表された。

昭和58年12月5日には、井沢委員長主宰により、再度委員会が開かれ、ちょうど、11月22日に教育職員養成審議会の答申がまとめられたが、委員会の報告書案は、教養審への諮問の以前から検討してきたものであり、視点がより基本的なところにおかれている、もちろん、委員会の報告書案及び各大学へのアンケート結果は教養審へも提示したが、その内容はずれている、その意味で最終報告をどのように取り扱うかが問題となった。また、教養審答申は実施上の問題点もあるので、その問題点についても検討することとなった。

報告書のまとめについては、アンケートの結果を加え、補充すべきを補充して、教養審答申とは関わりなく最終報告書とすることとした。また、教養審の答申については、小学校教員の問題が十分検討されていない、教育系大学では複数免許を取得させている点が配慮されていない等の討議があったが、小委員会において検討の上、別途意見をとりまとめることとした。

なお、「大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—」の取り扱いについては、アンケート結果を補章として加えて全体を整備し、6月総会に向けて最終報告書とすることが合意された。

昭和59年1月20日には、井沢委員長主宰により、この間、小委員会において、教養審答申について、「文部省への質問事項」をとりまとめ、説明方を依頼していたことにより、当日、中村教職員養成課企画官が出席して、「①法制化のスケジュールと学制改革の関係、②免許状の種類、③免許基準、④教職専門科目、⑤教育実習」等について説明した。

質疑の中で、①特修免許状について意見交換があり、とくに現職者の資格更新

の方策等の現職教育のあり方が重要な論点となった。また②「教科または教職に関する科目」「教育課程に関する科目」等の新たな提案について、その趣旨を明確にするための論議があった。③教育実習以外の要件を満たした者に対する「予備的資格」が提案されていることについて協議された。④教職専門科目の、基準の引き上げについて協議された。⑤教育実習及び教育実習の事前事後指導に関する条件整備についてなどである。この段階では、文部省もまだ検討中の事項が多かったのである。

したがって、委員会が、かねてより準備してきた報告書は、各大学からの意見を補章にとりまとめ、その他、字句表現の修正を行って、6月総会に向けてとりまとめることとなった。

このようにして、「大学における教員養成 教員養成制度充実のための課題」(昭和59年6月 102P、第1巻319頁所収)の報告書が作成された。

昭和59年9月26日には、あらためて、今後の検討課題について討議された。小委員会の討議を踏まえて、井沢委員長から、①大学としての自主的改善の努力、授業の内容・方法、条件整備等に関する創意工夫、②教員の需給の展望と教員の養成・採用・研修、再教育などの検討はどうかとの提案があった。

討議の中で、前者①については、先の報告書について、大学の意見を求めた際に、自主改善が強調されているが、ガイドラインやモデルを提示せよとの意見が相当数あった、しかしそれに倣うというのでは自主的改善にならないので、いろいろな試みの例示をするなど、自主改善の努力の方向をとりまとめることが必要ではないかとの趣旨であると説明された。このことに関連して、教育実習の工夫、一般学部の教員志望者への対応の工夫、教科教育学確立の努力など情報交換が行われた。

後者②については、教育学部のあり方について方向転換が起こり得る、学部規模の縮小があり得る、教員以外の職域への進出、免許を卒業要件としないコースがあり得ることが議論された。教員定数の面から40人学級が制度化される方向であるが、そういう問題と併せて検討する必要があることが主張された。周囲が、臨時増募を必要としている時期に、その先にやってくる問題についての的確な指摘であったが、委員会が、この問題に取り組んだのはそれから数年後であった。

岩下委員退官となり、その後任に、宮城教育大学小松教之委員が委嘱された。

臨時教育審議会提言への対応

昭和60年7月12日、井沢委員長のもと、しばらくぶりに委員会が開かれた。丁度臨時教育審議会より教育改革に関する第1次答申が出された折りであり、教員養成に関する事項も含まれており、これについての委員会の見解を得るということであった。小委員会の検討により次のような問題が整理、提案されて、これについて意見の交換を行った。答申に関連する検討事項は次の通りであった。「①大学における教員養成の内容について、これが完成教育であるかどうかという見直しの問題、②学理教育と実務教育との関連の問題、③カリキュラムの再検討の問題、④教員の需給の状況から教員養成学部のあり方、それに伴う一般大学の関わり方、教員の実際の志願者の精選をいかにすべきかという問題、⑤免許基準について見直しの問題、⑥教員の採用試験において大学はどのようなことが出来るか。あるいはどのような関わり合いを持つことが出来るかという問題、⑦採用と研修との関連、研修と教育実習との関連の問題、⑧現職教員の再教育における大学の役割あるいはその再教育と大学院との関連性の問題、⑨研修の内容の問題及び研修の機会の問題、⑩評価の問題として、職域における教師としての成長発達を図るといふ評価の問題と適格性の問題、⑪学制改革の動向との関連において教員養成をどのようにすべきかという問題」。

これらの諸問題の中で、とくに教員養成学部出身者の他途出身の問題、教員養成学部の縮小、児童数の急減期における状況等が話し合われた。日本語教育教員コースや社会教育主事、社員研修の教員担当者育成等の新しい職域開拓の問題も話題になった。また、教員採用における実習の評価及び不適格教員の排除の問題が関連づけて話し合われた。この時期はまだ、現実には必ずしも厳しい状況ではなかったが、これらの議論が始まっていた。

昭和61年1月28日には、井沢委員長主宰により、同じく臨時教育審議会の「審議経過の概要（その3）」の第5章「教員の資質向上」の第3節「教員の資質向上のための具体的方策」について、小委員会の検討に基づいて意見が交換された。①採用方法の改善と採用手続きの早期化については、大学自体の教育実習を含む成績評価を重視してもらいたいということ、また教員採用スケジュールの早期化に

は賛成であること、②初任者研修制度の創設については、指導教官の問題や研修期間の問題等の詰めなければならない問題のあること、③現職研修の体系化については、新教育大学大学院への派遣だけでなく、全ての教育系大学院への研修派遣が考慮されるべきであること、④社会人の活用については、結構なことであるが、特別免許状を要しなくとも、非常勤講師で任用できること、⑤教員の意欲と自己啓発の奨励方策については、顕彰制度の提案は望ましくないこと、⑥大学における教員養成の充実と多様化については、教育実習、教職に関する特別の課程、大学と小中高との関連、入試方法の改善等については、何れも検討課題であるが、提案の通りには行かない問題もあることなどの意見であった。

なお、この委員会をもって井沢委員長から、坂上英委員長（愛媛大学）に交代することとなった。また、田浦委員が退官で退任することとなった。

昭和61年6月5日、坂上委員長のもとで、今後の教員養成のあり方について、協議が行われた。本席には、今後の教員養成のあり方について、文部省より、中村教育大学室長が来席して、最近の教員養成大学・学部卒業生の教員就職状況、またそれに基づく今後の教員養成系大学・学部の整備方針について説明した。これについて、新分野として情報関係分野、日本語教育の教師等の受け皿の問題、免許状取得を卒業要件とすることの見直し、課程制を前提とした対応を越えることはできないのかなど意見の交換があった。

続いて、5月に教育職員養成審議会に教員の資質能力の向上方策について諮問があり、臨時教育審議会の第2次答申との関連で、今後の作業をどう進めるかが協議された。その中で、教育改革の基本方向として、緩和・柔軟化が目指されているのに、教員の資質能力に関しては、必ずしもそういう方向ではない点に矛盾があることが問題とされた。

なお、色覚障害の有無を入学許可条件としてきたことを緩和ないし撤廃するとの結論が第2常置委員会で得られたので、本委員会でも協力したいとの同意があった。

田浦委員の後に、名古屋大学潮木守一委員が委嘱された。

昭和61年10月13日には、坂上委員長主宰により、教育職員養成審議会において、6年制中等学校教員資格、教員研修制度、教員養成・免許制度の3つの特別委

員会が置かれて検討を進めていることの報告があった。また、小委員会に教養審委員でもある東京学芸大学長関学長にご参加願うこととなった。この日は、教員養成大学・学部の改組について具体的な状況の報告を受けて、検討した。

愛知教育大学については、総合科学課程を設け、情報科学、日本語教育の2コースを置き、ゼロ免コースとする。小学校教員養成課程定員を振り替える。

山梨大学については、同じく総合科学課程であるが、日本文化、法経、理数の3コースに小学校教員養成課程の定員を振り替える。

福島大学は、学生定員振り替えによる改組型新学部設置として行政社会学部を設置することとなった。

以上の3大学のケースをもとに、今後の教育学部が、やはり教育と人間を軸に置いた考え方（教育の範疇）でいくのか、そういうことにとらわれずに全く新しい課程を追求することでよいのか論議された。また全くのゼロ免か新課程も課程認定を受けるのかも論議された。

なお、この間、小委員会においては、養成・免許（教育学部の在り方を含む）については、椎名、潮木、山田で、研修・採用については、小林・小松・岡本・後藤で、それぞれ作業を進めていることの報告があった。

昭和62年5月19日にも、坂上委員長主宰により、まず教育職員養成審議会について、6年制中等教員資格はまともでないが、教員養成・免許制度、教員研修制度については検討が進んでいるとの報告があった。

続いて、小委員会がまとめた「中間報告（案）」（教員養成・免許、教員研修制度について）意見交換が行われた。

第1に、教員養成を広義の教育専門家養成と位置づけた点は、それでも含みきれない新課程が出来ていることについて、第2に、課程制の建前と実態の違いを数量によって示した点は、課程制のあり方を考えていく参考になることについて、第3に、1年程度の教職に関する特別な課程が検討に価するという点は、逆にこの程度の教職課程は最低限必要であるとの意味であることについて、第4に、教職課程センターの積極的な提言をしている点は、教育学部の役割との関係が問題にならざるを得ないことについて等、協議の後、「中間まとめ（案）」を大筋、了承した。また、この案について、教養審へ意見陳述を行うこととした。

ここに、「大学における教員養成 教員の養成・免許及び採用・研修（中間報告）」

(昭和62年6月25P、第1巻425頁所収)がまとめられた。

昭和62年10月8日、坂上委員長主宰により、教育職員養成審議会において「教員の資質能力の向上方策等について(中間報告)」の意見がまとまったことと、過日7月28日に、山田専門委員、岡本委員が意見陳述を行ったこと、意見は全面的に受け容れられたわけではないが、上級免許状は、専修免許状となったことの報告があった。なお、教養審の中間報告に、国大協がかねてより主張してきたように「一般大学における教員養成の充実を図るため、教職課程センターについて検討する必要がある」とふれられていることは注目されることを指摘した。

ついで、「大学における教員養成—教員の養成・免許及び採用・研修—(中間報告)」について、各大学の意見を求めているところであることが報告された。

全国5地区で開かれる教員の資質向上地区連絡協議会に、日本教育大学協会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会、地元大学とは別に国立大学協会からも教員養成制度特別委員会から参加することを了承した。また、全国私立大学教職課程研究連絡協議会から、研究交流の申し入れがあったが、協議の結果、個人的な交流は自由だが、国大協の組織としての交流は見合わせたいとの結論になった。また、地区連絡協議会の性格について意見交換があり、大学と教育委員会が相互に連絡を取り合って、今後の教員養成・採用・研修の面で協力的に行うという点で合意した。

昭和63年2月19日、坂上委員長より、今後の検討課題について、従来からの検討の経過を踏まえて、①教員養成系大学の進むべき方向、②教員養成のみを任務とすることでやっていけるか、③教員養成系の設置基準のないことが不安定性につながっていないかなどのお話提供があった。

それに基づいて、①免許法改正が行われると、一般学部を含めて種々の対応の問題が生ずるのではないかと、②教職課程センター設置の必要性と可能性はどうか等について、協議され、その他、現職研修、教員養成学部の自然系研究費施設設備の充実、教員研修留学生の受け入れについて意見交換があった。

なお、日・米教育文化会議において、教員養成の問題をとりあげて、日米共同の研究を行うことになったことが紹介された。

坂上委員長は学長任期満了となるので、関四郎東京学芸大学長に委員長をお願い

いすることになった。後藤委員が奈良教育大学に転出したため、愛媛大学金谷茂委員が委嘱された。

昭和63年5月27日、関委員長より、昭和62年12月2日、教養審会長宛、教員養成・免許制度の改善（①教員の養成・教員の免許状、②免許基準の改善等、③教員の養成・免許制度の弾力化、④社会人の活用）及び教員の研修の改善（①初任者研修制度の創設、②現職研修の体系的整備）の意見を提出したこと、今後の検討課題には、教員用性教育の内容、複数免許状、教職課程センターの設置、センターが設置された場合の教育学部の役割、初任者研修の問題等挙げられていることの報告があった。

それに基づいて、①教育大学協会と一般大学を含む国大協とで、教員の資質向上への対応に違いはないのか、②初任者研修と大学における教育実習の関係についてどう考えるかなどが、協議された。その後、昭和55年の報告で当時の教職課程、教育実習の実態調査を行ったが、それ以来質量ともに、種々の変化が生じており、現時点で改めて、大学における教員養成の実態を踏まえ、総合的に見直す必要があるのではないかということで、概ね了解があった。滋賀大学関口茂久専門委員が委嘱された。

教員需給の変化と教員養成及び新免許制度

昭和63年10月21日には、関委員長より、昭和64年度初任者研修の実施に関するヒアリングを文部省から求められ、9月27日に山田専門委員、岡本委員がこれに参加した旨、報告があった。なお、教養審委員には、竹内埼玉大学長を推薦した。

これまでの討議を踏まえて、今後の検討課題については、①教員需給の変化と教員養成、②教育系大学・学部の研究と教育、③一般大学における教員養成、④教員養成の教育内容の改善、⑤免許制度の改革と将来、⑥大学と将来の教師教育・現職教育が提案された。

これに基づいて、第1に、生涯学習との関連が強くなると思われるので、その点を考慮されたい、第2に、現職教員のスクーリングには量的に制限があるので、大学の夜間開講等を検討されたい、第3に、教員養成における情報教育の必要がある

が、その具体的な方法について、検討されたい、第4に、国費教員研修留学生の日本語能力と学習意欲に問題のある場合があり、実態を調査されたいなどの要望があった。

平成元年3月11日には、関委員長より、前年12月21日に、教育職員免許法の改正が国会で成立し、施行規則にかかる諸問題について、文部省からヒアリングの要請があったので、1月10日及び3月7日に、小松委員及び山田専門委員が意見陳述を行った旨、報告した。

その後、小委員会で検討したアンケート調査案が示されて協議した。今回のアンケートは、一般大学・学部、教育大学・学部、教育委員会のそれぞれに別のアンケートを用意して教員養成の現状と問題について包括的な調査を意図したもので、それぞれの項目について検討した。

調査内容についての原案は、次の通りである。

I 一般大学・学部における教員養成に関する調査

- 1) 教職課程の課程認定と管理組織、教職課程の事務組織。
- 2) 教職に関する専門教育の実施状況。教育原理、教育心理学、その他の教職諸科目の改善。教科教育法の改善。教科に関する専門科目の実施状況。高等学校職業科教員の養成。
- 3) 教育実習の実施状況。教育実習生の精選及びオリエンテーション・事前指導等。教育実習の内容。教育実習の指導体制と大学の役割。教育実習の評価の改善等。教育実習の経費負担等。教育実習の位置づけ。附属学校の位置と役割。
- 4) 情報科学・情報処理の教育等。
- 5) 国際化に対応した教育状況。
- 6) 一般学部の教員養成における教育学部の役割。教職課程センターの設置計画等。教育学研究を主とする教育学部のあり方。一般大学に於ける教員養成の将来等。大学と教員採用。大学と教師の研修。初任者研修制度と大学における教員養成。
- 7) 新免許法の施行に伴う問題。課程認定制度とその基準。

II 教育大学・学部における教員養成に関する調査

- 1) 課程の名称と入学定員・教官定員等。課程別卒業生実態。教育系大学・学部の大学院。
- 2) 課程別カリキュラム・課程編成の特色等。教育原理、教育心理学等の実態と問題。教材研究、教科教育法等の実態と問題。小学校の教科専門科目等の実態と問題。中等学校の教科専門科目と専門諸科学との関係の問題。障害児教育専門教育の実態と問題。幼稚園教育専門教育の実態と問題。擁護専門教育の実態と問題。高等学校職業科等教員の専門教育の実態と問題。
- 3) 教育実習の実態。教育実習生の条件。教育実習のオリエンテーション・事前指導。教育実習の事後指導。教育実習における大学教官の役割。教育実習期間中の二重履修。教育実習の評価。教育実習経費の問題。教育実習の性格と大学の職責及び附属学校・付属施設との関係等。
- 4) 情報化にともなう教育システム・教育内容の対応。附属学校に於ける情報機器導入の実態。
- 5) 外国人学生、研修生の受け入れ状況。
- 6) 学部将来計画等、教育学部の将来。附属教育・研究施設及び附属学校の現状と将来。教育学部と現職教員の研修。教育系大学・学部における研究。
- 7) 新免許法の施行にともなう問題。教員資格認定試験制度、関係大学の評価等。課程認定制度とその基準。

Ⅲ 教育委員会に対する調査

- 1) 教員の採用について
- 2) 教員候補者の「教職資格」について
- 3) 教員採用者の雇用形態について
- 4) 特殊教育諸学校の教員の所有免許状の種類について
- 5) 「初任者研修制度」について
- 6) 大学の教育及び大学教員に対する期待

平成元年5月18日にも、関委員長主催により、引き続いて、大学等に対するアンケート案の修正案について検討した。また、岡本委員より提示された都道府県・政令指定都市教育委員会教育長宛の「教員の資質向上施策に関する調査」案につ

いて、検討の上、了承し、直ちにこれらを実施に移し、7月20日までに回収することとした。

平成元年10月19日には、関委員長より、大学審議会大学教育部会のヒアリングに応じ、大学設置基準の大綱化に伴う一般教育、特に教員養成大学における問題について意見を述べたこと、小委員会の作業に基づいて、「大学における教員養成の調査第1次中間報告書（案）」を検討したいことが述べられた。続いて、第1次報告書は、新免許制度施行に対応して当面する問題を中心にまとめたことの報告があった。次に、教員の需給関係の見通しの検討方法について報告があった。また、教育委員会アンケートは80%回収されたことと主な項目の説明があった。

協議の中で、新免許制度による課程認定の際に、1学科1教科の基本線が、強調され、従来の課程認定とは異なる問題状況となっていることが、話し合わせ、昭和53年の課程認定基準に問題があるのではないかということを含めて、善処方を要望すべきとの意見があった。

平成元年11月17日には、関委員長主催により、前回問題となった課程認定行政の問題について、なお検討の余地があるため、中間報告書中、該当箇所について修正をする件について協議した。

課程認定に関する行政指導については、各大学の対応がまちまちであり、認定行政の事実関係が明確でない点があり、この点を引き続いて調査することとし、大学からの意見や指摘は、当面留保して、今後の報告に譲ることとした。

これをもって、第1次中間報告書とすることを了承した。

このようにして、本年調査したばかりの、「大学における教員養成」に関する調査（第1次報告書）が早くも総会に報告された。（平成元年11月 42P、第2巻1頁所収）

平成元年12月19日には、関委員長主宰のもと、文部省から、遠藤教職員課長、梶野企画官、芦立係長が出席し、課程認定等についての問題と、免許法改正の問題（地歴、公民の問題等）について説明を受け、意見交換を行った。

再課程認定は、順調に進められたこと、引き続いて、地理歴史と公民の課程認定を進めることなどの説明の後、1学科1教科の課程認定については、「審査基準

は自学科開設主義を原則としているが、例外規定として分野の内半分までは他学科の開設を認めている。又、昭和53年の審査基準改正以来、共通科目は自学科開設科目と同様に扱っている」などの説明があったが、1学科1教科という課程認定の方式に大学側から多くの疑問が出され、課程認定審査を行う文部省との間に見解の相違があったように思われる。その他に、共通科目の開設方法、専門教員のカウンターの仕方、教職専門科目の取り扱い、特に特別活動と生徒指導の取り扱い、教官の専門性と人的条件の整備、教職課程センターの設置、理科コンピュータの扱い等について意見交換が行われた。

平成2年4月27日には、関委員長主宰により、第一次報告に続いて、第2次報告では、一般大学における教員養成と教育系大学・学部の教員養成についてまとめることとした。一般大学については、①一般大学の教員養成における教育学部の役割、②教職課程センターの設置計画等、③教育学研究を主とする教育学部のあり方、④一般大学における教員養成の将来等、⑤大学と教員採用、⑥大学と教員の研修等についてまとめる予定であることが報告された。教育系大学・学部については、①課程別カリキュラム・課程編成の特色等、②教育原理、教育心理学等の実態と問題点、③教材研究、教科教育法等の実態と問題、④教育実習の問題等についてまとめる予定であることが報告された。

これに基づいて、一般大学における教員養成の役割は変わらないとの意見が多いようだが、その認識に疑問があり、また現職教育に寄与し得るどれだけの体制があるのかなどの指摘があった。さらに、情報教育についてどれだけのことが出来るのかについては本格的に検討する必要があるとの指摘もあった。小松委員退任により、宮城教育大学横須賀薫委員が委嘱された。

平成2年5月24日、関委員長主宰により、「大学における教員養成に関する調査第2次報告書」は、次のような構成となったことと、報告内容の追加報告（教育実習について）が行われた。

- I 今後の教員養成における一般大学・学部の役割
- II 教員養成系大学における教員養成のための教育内容の改善
- III 情報化社会における教員養成の問題

IV 今後における教員需給の展望

I 今後の教員養成における一般大学・学部の役割

①一般大学における教員養成の状況、②教職課程センターの設置計画、③教育学研究を主とする「教育学部」のあり方、④一般大学における教員養成の将来、⑤大学と教員採用、⑥大学と教員の研修、⑦初任者研修制度と大学における教員養成

II 教員養成系大学における教員養成のための教育内容の改善

①課程別カリキュラム・課程編成の特色等、②教育原理、教育心理学等の実態と問題点、③教材研究、教科教育法等の実態と問題、④教育実習の問題等、⑤障害児教育、幼児教育、擁護教育、産業教育の教員養成の問題

III 情報化社会における教員養成の問題

①一般大学に於ける情報科学・情報処理の教育の現状、②教員養成系大学における情報科学・情報処理の教育の現状、③初等中等教育における情報機器等の利用の状況、④今後の情報教育の問題点

IV 今後における教員需給の展望

①グラフの見方、②推計方法の概要、③推計のために立てた前提、④推計の前提

以上の提案について、とくに一般大学における教員養成をめぐる意見が出され、一般大学における教員養成が幅広い知見と柔軟な視点を持っているという表現は教員養成系大学に対する批判の意味が含まれているとの意見もあったが、他方、一般大学は難しい地点にたたさされており、防衛的な意味もあるのではないか、かつ多様な専攻分野からの出身者が教員になることは教育界全体の活性化にもつながるとの意見もあった。

なお、小林委員退官後は、山田専門員がそのまま継ぐことになった。

このとき、「大学における教員養成」に関する調査（第2次報告書）（平成2年6月104P、第2巻49頁所収）が総会に報告された。

平成2年10月18日には、関委員長主宰により、大学における教員養成に関する

調査の第3次報告書について山田委員より包括的に説明し、各委員より説明の後、審議が行われた。

I 一般大学・学部における教職課程等の問題

①教職課程の課程認定と管理組織及び事務組織

②課程の改善努力や問題点

③一般大学における教育実習

II 教員養成系大学・学部の今後のあり方

①教員養成系大学教官・学生の実態と問題

②教員養成系大学院の問題

③教員養成系大学の将来

④附属研究施設の現状と将来

⑤附属学校の現状と将来

⑥教育学部と現職教育の研修及び教員採用

⑦教員養成系大学における研究

III 教員の将来需給の動向

IV 地方教育行政の教員資質向上施策

以上について、一般大学の教職課程担当教官の配置の問題や、現職教員の大学院入学の問題について意見の交換が行われた。

この委員会を受けて、「大学における教員養成」に関する調査（第3次報告書）の報告書が総会に報告された。（平成2年11月 122P、第2巻159頁所収）

平成3年2月19日には、関委員長主宰により、これまで3次にわたった中間報告をもとに、「大学における教員養成に関する報告」をどのようにまとめるかが協議された。

最終報告にまとめるべき事項のうち、次の各項について担当委員からの説明があった。

①教員養成系大学・学部の問題点

②初任者研修制度と教育実習の関係、教員養成系大学における現職教育と大学院

③新免許制度と教員養成系大学のカリキュラム、教員養成における国際化、教員

配置の問題

④一般大学における教員養成の役割、今後の教員養成の課題と展望、地方教育行政の課題

以上の諸点に関わって、望ましい教員、教員養成における一般教育、教育実習と初任者研修、週休2日制への対応、大学院の教員組織、一般大学の教員養成などについて、意見の交換が行われた。

潮木委員退任により、名古屋大学篠田弘委員が委嘱された。

平成3年4月26日には、関委員長主宰のもと、文部省から、遠藤教職員課長、高塩教職員課長補佐、紫安免許係長、永山企画係長が出席し、大学審議会答申に伴う免許法改正について、説明があった。改正部分は次の通りである。

(1) 免許状授与の基礎資格について

①1種免許状授与の基礎資格 ②2種免許状授与の基礎資格

(2) 授業科目の区分について

①全般的事項 ②一般教育科目 ③専門教育科目 ④現職教育による単位の修得方法

(3) 短期大学専攻科等の取り扱いについて

①短期大学専攻科等において修得した単位の認定 ②現職教育による1種免許状の取得方法

(4) 聴講生の課程の認定について

これらに基づいて、教員養成のカリキュラム編成に当たっての幅広い教養に関する問題、学位授与機関による学位取得の問題、教員養成系大学・学部の自己評価の問題、専修免許状に関わる大学院と専攻科の問題等に関する意見交換が行われた。

続いて、これまでの調査のまとめのための報告書の内容構成について山田委員より説明があった。

第1章「大学における教員養成」の状況

(1) 戦後の教員養成の理念、教育職員免許法及び教育公務員特例法改正

に至る状況、国大協の対応

(2) 大学審議会答申以後の情勢、教養部問題及び免許制度との関係、教員養成と今後の大学全体との関係

第2章 教員養成系大学における教員養成

(1) 教員養成系教育学部の基本組織と教官・学生

(2) 教員養成カリキュラムの全体構造、教科専門教育、教育実習、今後のカリキュラムのあり方

(3) 附属学校、附属研究施設のあり方

(4) 教員養成系大学院のあり方

(5) 現職教育のあり方

第3章 一般大学・学部における教員養成

(1) 一般大学・学部における教員養成の受け止め方

(2) 一般大学・学部における教員養成の概況と教職課程

(3) 一般大学・学部における教職課程の改善努力や問題点、教員養成の概況

(4) 一般大学における教育実習の問題

第4章 「大学における教員養成」の将来と今後の課題

(1) 一般大学における教員養成の将来、現職研修、教員採用

(2) 教員養成系大学の将来、特に新課程の位置づけ、研究と教育

(3) 情報化と教員養成

(4) 国際化と教員養成

(5) 地方教育行政との関連

(6) 教員需給の展望

(7) 「大学における教員養成」の将来、生涯学習と教員養成

以上の報告に関して、附属学校の存在意義、情報化に備えた教育の条件整備、教員の資質と家庭教育のあり方、段階に応じた人間形成、初任者研修のあり方などについて意見交換が行われた。

平成3年5月18日、関委員長主宰のもと、「大学における教員養成に関する報告案」については、大学審議会答申に基づく法令改正が近く行われるなど、流動的

な情勢にあり、6月総会には、中間まとめとし、各大学の意見を聴取した上、秋の総会までにまとめることとして、その構成について、再度説明があった。

第1章 「大学における教員養成」の問題状況

I 教員養成教育に於ける「一般教育」の問題

第2章 教員養成系大学・学部における教員養成

I 教員養成系教育学部の基本組織と問題

- (1) 教員養成系学部の教育研究組織
- (2) 「大学における教員養成」の原則の問題
- (3) 教官の実態と問題
- (4) 学生の実態と問題

II 教員養成カリキュラム

- (1) 現行教員養成カリキュラムの問題点
- (2) 教育職員免許法の改正と教員I養成カリキュラム
- (3) 附属研究施設及び附属学校の現状と将来
- (4) 現職教育（教員養成系大学・学部、大学院）

第3章 一般大学・学部における教員養成

I 新免許制度と一般大学・学部

II 一般大学・学部における教員養成の状況と教職課程

III 一般大学・学部における教職課程の改善努力や問題点

IV 一般大学における教育実習

第4章 「大学における教員養成」の将来と今後の課題

I 一般大学における教員養成の将来

II 一般大学と現職教員の研修

III 一般大学及び教員養成系大学・附属学校園における情報科学・情報処理等の教育に関する現状

- (1) 教職科目としての情報教育
- (2) 附属学校における情報教育
- (3) 情報化における今後の課題

IV 国際化と教員養成

- (1) 大学の国際化

- (2) 大学の教官・研究者による学術の国際交流・協力
- (3) 日本人学生の海外留学
- (4) 地方教育行政の課題
- (5) 教育改善と教員定数の問題
- (6) 小・中学校及び高等学校教員の将来需要計画

以上の説明について、情報化教育における倫理の問題、学校教育におけるコンピュータ教育の目標、現職教員の大学院受け入れ、特約退職制度、小中学校の教科に関する科目の専門性、大学設置基準の大綱化による一般教育と免許法の関係等について意見交換が行われた。

その内容は、とりあえず、「大学における教員養成 教員養成の現状と将来（中間まとめ）」として総会に報告された。（平成3年6月126P、第2巻287頁所収）

平成3年9月19日には、関委員長主宰により、「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—（中間まとめ）」が6月の総会で了承され、各大学の意見を求めたところ積極的な意見、提言が寄せられたので、これらの意見の概要について審議した。また、11月には関委員長の学長満期となるので、委員長に将積茂愛知教育大学長を選出した。

各大学からの意見の中にも、大学審議会による大学設置基準の大綱化と新しい免許基準の関係の問題が多く指摘され、とくに新免許法で科目が増加したことに対して教職教育の役割を明確にすることの必要性が強調されるべきであるなどの意見交換が行われた。また、課程認定に関する要望意見も多かったことも注目された。

平成3年10月22日には、将積委員長主宰により、「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—（中間まとめ）」の概要とこれに対する各大学の意見について山田委員より説明し協議した。

報告内容は、次のように構成されることになった。

第Ⅰ章 「大学における教員養成」の問題状況

第Ⅱ章 教員養成大学・学部における教員養成

(1) 教育学部の基本組織と問題点

(2) 教員養成のカリキュラム

第Ⅲ章 一般大学・学部における教員養成

第Ⅳ章 「大学における教員養成」の将来と今後の課題

(1) 一般大学・学部における教員養成

(2) 教員養成系大学・学部の将来

(3) 情報化と教員養成

(4) 国際化と教員養成

このときの協議においても、大学設置基準の大綱化の中で、免許基準は、逆に細目化しているので、この点について、特に提言をすべきではないか等の意見が交換された。

平成元年に実施した総合的な調査の結果が、ここに最終的に、「大学における教員養成 教員養成の現状と将来」としてまとめられた。(平成4年1月 129P)、第3巻1頁所収)

平成4年5月15日、将積委員長主宰のもと、先の報告書は、昨秋の総会です承の後、本年1月に刊行されたことが報告された。

引き続き、新免許制度への移行過程にあるが、今後の検討課題について協議した。主要な提案内容は、Ⅰ 大学設置基準の大綱化に伴う「一般教育」のあり方、Ⅱ 「教育学教育」や教員養成の専門教育のとらえ方、Ⅲ 教員養成大学・学部における新課程、Ⅳ 教育学部のあり方、その目的と機能、将来のあり方、Ⅴ 教員政策、教員養成行政等、についてであった。「大綱化」の中で、一般教育の位置づけや具体的な運用をどうするかが焦眉の課題であった。他方、免許法改正により教員養成に係わる科目の増大等もあり、全体としてスリム化を図り質的充実を考えなければならない等の意見があった。さらに、新課程の増大等により、附属学校のあり方も問い直されていることや、公教育不信と教職離れが進行している状況の下で、教員養成の危機的状況が深刻になりつつあり、基本問題として対処する必要のあることが主張された。

平成4年7月16日には、将積委員長主宰により、前回の討議を踏まえ、小委員

会の検討結果により、次のように問題の所在が提起された。

I 教員養成大学・学部のあり方としての新課程の位置づけ 教員需給との関係で、今後、新課程をどのように考え、教員養成との関係をどのように考えていくか。

II 教員養成大学・学部の大学院について 現職教員の入学について、入学しやすい条件をどのように整えるか。例えば、通常の現職教育としての入学の外に、大学院修学のための休職制度や特約退職制度まで含めて考える。

III 教員政策、教員養成行政について 高等教育としての教員養成行政の政策的展望をどうするか。例えば、教育助成局教職員課と教育大学室の関係等はどうか。また、新課程の設置等を踏まえ、従来の計画養成と課程制の今後はどうなるのか。

IV 新免許制度下の問題 新免許制度の実施上の問題をどのようにとらえるか。例えば、初任者研修制度と教育実習の関係、大学改革の中での教養教育と教職科目の位置づけ、附属学校のあり方、一般大学における教員養成の改善等はどうなっているか。

提案をめぐって、特に18歳人口の減少によって教員養成大学・学部は大きな影響を受けるのではないか、教員養成の政策的展望により教育の質的改善を図ることや教員の待遇改善を図るなど積極的な政策的対応が必要ではないか、生涯学習の推進によって教員の職責が過重になっていないか、一般大学の教員養成の所管が曖昧ではないかなどの意見の交換があった。

この後、文部省高石教育大学室長に出席願い、新免許制度、初任者研修、18歳人口の減少に伴う教員需要の変化、教職志向の衰退等について意見を聞くことになった。

①新課程設置は、教員需給のバランスが崩れたからである。新課程により新しい職業進出を図り新旧の課程の間で相互刺激になればよい。新課程も課程認定を受けることは差し支えなく、免許取得を卒業要件としない課程であると理解して良い。

②大学院への現職教員の入学は都道府県によって差異がある。現職教員の定数措置については、配慮しているはずである。教員養成系の博士大学院については、意見を聞いているところである。

③教員免許や現職教育は、教職員課の所管であり、教員養成大学・学部と附属学校の問題を教育大学室が所管している。

④附属学校については、昭和44年の教育職員養成審議会の建議が今も用いられているが、施策の遅れている面もあるので、大学及び附属学校側も見直しを進めていただきたい。

以上に関連して、子どもの減少期に教員配置基準の改善への要望、現職教員の大学院への派遣数者への要望、新課程の位置づけによる教育理念の拡大の可能性等について話し合われた。

平成4年10月5日には、将積委員長主宰により、その後小委員会において検討した結果に基づいて、教員養成の危機的状況について、改めて調査を行うことについて提案がなされた。山田委員より、調査内容について説明があり、①既存の統計資料を用いて教員養成に係わる種々の状況の変化をとらえ、②教員養成大学・学部に対して学生の意識調査等の調査を行い、③加えて一般学部の調査も可能ならば行うというものであった。これにより、教師・教職への志望・関心の推移、教育学部等の卒業後の進路、一般大学からの教職就職者の変化等を、把握しようというものであった。

あわせて、新免許制度下の教員養成の問題点についても、可能な限り調査を行うこととした。

提案について、教職離れ、就職難、新免許制度、新課程等について、種々の意見交換を行った。

平成4年12月21日には、将積委員長主宰により、早速、会員大学に対する教員養成に関する調査案、及び教員養成系学生に対する意識調査案について山田委員から説明があった。

会員大学調査は、①教員養成系大学・学部における入学、免許取得、就職等の実態調査、②教員養成系大学・学部における学部将来等に関する意見調査、③一

般大学・学部における免許取得、教員就職の調査、④一般大学・学部における教職課程等に関する意見調査である。また、初めての試みとして、教員養成系大学・学部の学生を対象とする「教職への意識調査」案を検討し、調査対象学生をどのように抽出するかが検討された。その他に、都道府県・政令指定都市教育委員会に対する調査についても検討された。以上によって、小委員会において作業を行い、早急に調査を実施することとなった。

平成5年5月21日には、将積委員長の主宰により、まず、先に行った調査の内、学生に対するアンケートの第1次集計報告が行われた結果について、山田委員より説明があった。まず、調査対象は、委員所属大学を中心に近隣の大学17大学の協力を得て、約5000通のデータが回収された。

各委員が分担集計を行い、岡本委員のもとで、次の諸点について集計された。進学決定時期と学部志望の強さ、学部志望の強さと併願状況、志望の動機、学部志望の強さと志望理由、学部の満足度、学部志望の強さと学部満足度の関係、学部満足度と満足・不満の対象、教職希望入学時68%から調査時点66.1%へ減少、実習意識と教職意識の変化、学部志望の強さと教職希望理由、学部満足度と希望理由、実習経験と希望理由、教職意識の変化と希望理由、学部満足度と希望しない理由等、様々なクロス集計が行われた。

また、本調査の自由記述欄には、50%以上の回答者が、熱心に記述しており、貴重な結果が得られた。自由記述欄への記載内容は、①教職についての考え、②教員養成大学についての考え、③仲間の学生についての意見、④講義内容やカリキュラムについての意見、⑤教員採用についての意見、⑥教員以外の進路についての意見などであった。

将積委員長より、辞意の申し出があり、蓮見音彦東京学芸大学長と交代することとなった。

平成5年9月20日には、蓮見委員長のもとで、前回、概要の報告のあった、学生の教職意識調査の結果を、小委員会において、中間報告として、教育大学・学部の全教員に配布する予定で、「教員養成系大学・学生の意識と意見（案）」を作成した旨、報告があった。

調査回収実数は、17大学・学部の4903名で、教員養成系大学・学部の学生の約

8%に当たる。その内容は、①国立教育系大学・学部への志望と教職（強い志望は40%、志望動機の男女差、進学決定時期と志望動機の関係等）、②学生は大学に満足しているか（まずまず満足を含め満足が多いが講義に不満が集中、満足は大学そのものに対するもの）、③在学中の教職志望の変動（教育実習の影響は大、入学時と調査時点での比較、所属課程と希望校種の関係等）、④自由記述の学生の意見（男子68.3%、女子65.8%が記入）などについて報告をまとめる。なお、教員養成系大学の表記については、これまでも種々、変遷があったが、今回の報告書では、「教育大学・学部」と表記することとした。なお、大学より回答された「教員養成の現状と問題」及び教育委員会より回答を得た「教員確保と教員の資質向上に関する調査」についても、引き続き整理中であることが報告された。

このとき報告された「教員養成系大学・学生の意識と意見」が「教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見（中間報告）」パンフレットとして公表され、教員養成系大学・学部の全教官に配布された。（平成5年11月12P、第3巻141頁所収）

平成6年5月24日には、蓮見委員長のもと、平成5年11月に、「教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見（中間報告）」を公表したが、その後、小委員会を重ね、この度、「大学における教員養成—教員養成の改善充実のための今後の課題—」を作成するための中間まとめについて報告が行われた。山田委員より全般的な説明の後、各委員が担当部分の報告を行った。

その主要な内容は次の通りである。

I 教員の需給関係に関する全般的な動向

- ① 最近10年間の教員採用試験の受験者採用者数の推移
- ② 教育大学・学部における入学と就職
- ③ 国立一般大学における教員供給動向

II 教育大学・学部における教員養成の改善充実の諸課題

- ① 新免許制度下の教員養成
- ② 全学の教職課程と教育学部の役割
- ③ 教育学部の入試方法の改善をめぐって
- ④ 教育学部における新課程の実態と問題

- ⑤ 教育学部の将来構想についての考え方
- ⑥ 附属学校のあり方について
- ⑦ 教員の資質向上、教員養成の抜本的改善方策について
- Ⅲ 一般学部における教員養成の改善充実
 - ① 履修基準の引き上げの影響
 - ② 教職課程と教育学部の関係
 - ③ 一般大学における教職課程の役割
 - ④ 優秀な教員を誘致するための抜本的施策
- Ⅳ 教育委員会調査の概要
 - ① 教員志願者の動向と志願者の資質
 - ② 優秀な教員の確保方策
 - ③ 採用の現状と問題
 - ⑤ 現職教育、免許法認定講習、初任者研修等の問題

協議の中で、先の「教育大学・学部学生の教職への意識と意見」はベシミスティックな印象を受けたが、教員養成の重要性を社会的に訴えるものがほしいとの意見があった。この点については、内部資料なので、対外的には配慮すべき点であると話し合われた。また、教員の年齢構成がアンバランスなことが心配である、教員配置の計画性が必要だとの意見があったが、採用計画としては重要な問題であるが、養成教育と直接関連させない方がよいのではないかとの意見があった。

種々意見交換の後、引き続いて、報告書作成のため作業を続けることとなった。

平成6年10月28日、蓮見委員長主催により、前回、概要の説明のあった「大学における教員養成—教員養成の改善充実のための今後の課題—」を「大学における教員養成—教員需給の変化に対応する教員養成のあり方—」の「第1部」とし、「第2部」を加えて報告書原案とする旨、報告があった。山田委員より全体的な説明を行い、第2部について担当委員からの補足説明が行われた。第2部は次の通りである。

第2部 調査結果の考察と提言

①教員定数の改善方策

②教員の計画養成の再検討

③教育学部の位置づけと教育改革

1. 教育学部の改革
2. 附属学校の責務と存在理由
3. 教育学部における現職教育と大学院教育の充実

④教職の地位向上のための諸施策

1. 教員資格の向上のための施策
2. 教員の資格の社会的地位向上のための施策

おわりに 教育改革と教員養成

これらの提言について、特に、学級規模等の問題について意見が集中し、その改善策を積極的に提言すべきこと、また附属学校の条件が良くないことについても本格的な調査を行うべきとの意見があった。

平成7年3月9日には、蓮見委員長のもと、引き続いて、報告書のとりまとめについて、前回報告の、第1部と第2部を入れ替えて、むしろ、提言を先に立てて、後段に、調査結果の報告をまとめ、その中に、先に中間報告とした「教育大学・学部学生の教職への意識・意見」をも加えることとした。全体の概要について、山田委員より説明が行われた。

第1部 調査結果の考察と提言

1 教員定数の改善方策

- (1) 教員定数見直しの必要 (2) 教員定数の考え方について

2 教員の計画養成の再検討

- (1) 開放制と計画養成の歴史 (2) 開放制と計画養成の関係
 (3) 計画養成の本旨 (4) 「開放制」下の需給関係
 (5) 一般大学・学部における教員養成の意義と充実の方策

3 教育学部の位置づけと教育改革

- (1) 教育学部の改革 (2) 附属学校の責務と存在理由
 (3) 教育学部における現職教育と大学院教育の充実

4 教職の地位向上のための諸施策

(1) 教員資格の向上のための施策

(2) 教員の資格の社会的地位向上のための施策

なお、本報告については、その概要を普及版パンフレットとして作成することを了承した。

また、協議の中で、教員養成系学部と一般大学の出身者でどのような違いがあるのか、又教育学部に勤務する者がそのことについてどのような努力をしているか、教育学部の存在理由が問われ始めているのはそういう問題があるからではないか、特に最近の子どもたちの変化に対応できるようにどれだけ努力しているかが問題ではないかと言うことが話し合われた。

最後に「21世紀における国立大学の教育学部のあり方」を、これまでの報告書を踏まえて検討してみたらどうかとの意見が出された。

平成7年5月23日には、蓮見委員長主宰により、「教員養成に関する調査報告書」の校正刷りを工藤教育大学室長にお送りし、一読の上、委員会に出席してもらった旨、説明があり、工藤室長は、概要、次のような趣旨の話がされた。

「教員養成学部の意識調査を見せていただいたが、教育学部の一つの問題点が把握できたいへん参考になった。又大学における教員養成の調査報告書も読ませていただき委員会の努力とご苦労がしのばれた。教員養成は学校教育を担う教員を養成する重要な役割を果たしているにもかかわらず、いろいろな問題点が指摘され、さらに行政改革の観点からも改革が求められる等重要な役割をもっていながら、相当の批判を受けており、矛盾を感じている。調査報告書は、教員養成学部と一般学部の教員養成を含めて、問題点を総合的に取りあげ、よく整理されている。第1部の提言では、戦後開放制の中での教員養成学部の内外における矛盾の指摘。現在の児童生徒数の激減による教員需要の減少。それにとまなう教員養成課程の規模縮小。これに対して、余裕のある教員需給の必要性等の考え方や反省を求める意見。計画養成による学部の保護、条件整備。更に大学改革は教員養成学部も例外ではない。生涯学習に対する役割の認識。積極的に広く、教育のための人材養成の必要性が提言されている。このような前向きな考え方は、大変評価できるのではないかと理解する。教育学部の改組、転換が迫られているが、単に教員需要の面でやむを得ず行うのではなく、大学・学部がそれぞれの個性を発揮し教育学部として自発的に改革の観点から大いに進めていく必要があるのではない

かと考える。この場合、教員養成学部卒業生が、一般的には教員になることが当然視されているにもかかわらず、卒業生の5割しか教員（臨時採用も含む）に就職できない例もあり、このままの状況が続くと、学生の意欲の喪失、ひいては教員養成の質の低下、入学生のレベルの低下といった事態を招く恐れもある。このような状況から新課程設置の方針が昭和62年以降考えられ、かなりの数の大学に設置されてきた。しかし、新課程設置で心配されるのは、教員養成学部の教育・研究の分散化による質的低下、弱体化が懸念されるので、このようなことの内容に最善の努力が必要である。第1部の提言、第2部の調査分析で気づいた点は、新課程について積極的な面、マイナス面が大学の評価として紹介されているが、一部の小規模大学で新課程を設置することによって、教員養成が弱体化するのではないかとされる一方、新課程の独自性が弱いと、学生が期待して入学しても十分な教育が出来ないといったことが問題視される。最近の傾向として、教養部改組に伴い、新課程設置の動きがあるが、責任体制の明確化、広い意味での教育の領域を求めての教員養成学部の改革、いくつかの大学での入学定員を減じたことにより、分割していた課程を統合して複数の免許を取得させていく動きなどもある。新課程に対する評価は、大学によって実状が異なるので、今後も検討の必要を感じている。附属学校については、種々の問題が指摘されているが、公立学校との人事交流と学部との連携での教育研究の活性化とを両立させる方策を提言しているが大事なことと受けとめている。また整備にも触れて、小中学校の教諭定員のことが述べられているが、大変重要な問題であり、整備の必要が考えられるが、各大学の附属学校の現状をみると、大学ごとにかなり人員に差があり、この点整備が遅れる要因があると思う。この問題について調査研究を行うことも必要ではないか。大学院、現職教育は今後拡充され、それに伴い、学部段階での教員養成の規模の縮小、多角化等が進められ、複雑な問題も生じてくる。一般学部での教員養成は、中学校教諭に大きなシェアを占めているが、教員養成学部出身者を含めて多様な構成となる必要があるといわれている。今日、中学校の現場ではいじめの問題など多くの困難な問題を抱え、教科の指導力ばかりでなく、生徒指導能力等様々な面での資質が求められている。

学生の教職への意識調査では、学生から見た問題点が挙げられ、講義が教科専門の教員の専門領域に偏りすぎる、学校現場で役立ちそうもないなど厳しい批判がある。これに対応した提言では、教員の教員養成についての意識の多様性が、問

題点として指摘されているが、今後これを改善していく努力が必要だろう。将来の教員需給の変化については、当分の間は減少傾向が続くが、要因となる子どもの出生率から、やがて増加に転ずることを踏まえて、不確定要素もあり、当面の対応が難しいが、小中高校の教員定数改善計画を中長期的に策定しておくことも必要と思う。小中学校の教員定数の改善、教職員の待遇改善の提言がなされているが、現状から推してその実現には多くの努力が必要な問題と思う。改善に向けての施策として、科学的要素を含めたデータの提供も必要ではないか」

以上のように、このときの工藤室長の話は、委員会報告書を丹念に検討された極めて具体的なものであり、個々の課題に即した適切なコメントであった。

なお、教員養成課程の弾力化と改革の方向性、教員養成課程の統合の効用と問題点、計画養成と教員需給の関係や教員養成政策における再検討の必要性等について、質疑が交換された。

このようにして、「大学における教員養成—教員需給の変化に対応する教員養成のあり方—」が完成された。(平成7年5月 154P、第3巻155頁所収)

また、これを簡略な普及版として、「大学における教員養成への提言 教員の需給関係の変化に伴う教員養成のあり方について」というパンフレットを広く頒布した。(平成7年7月 8P、第3巻319頁所収)

平成7年10月27日には、蓮見委員長より、平成5年に実施した「大学における教員養成」の調査に関する作業はすべて完了したことの報告の後、そのまとめの過程で附属学校調査の必要が論議され、この度、科学研究費の補助が受けられることになったので、その具体化について協議した。

調査事項は、①附属学校の基礎的事項の調査、②附属学校教員調査(1500名程度を抽出)、③附属学校副校長調査、④附属学校校長調査、⑤都道府県及び政令指定都市教育委員会に対する附属学校に対する意見調査を基本とし、できれば学部教員に対する附属学校との関わりに関する調査を行いたい旨、報告があった。

山田委員より、本調査は、現在附属学校の存廃論が問われている状況の中で、改めて附属学校のあり方・役割を確立していく必要があること、それには条件整備も必要であるが、基礎的データを得ることによってその可能性を提言していくことなどにより、関係大学・学部への調査を依頼する旨、説明した。

なお、国大協の組織運営の見直しが進められており、11月総会に付議される予

定であり、常置委員会の改組に伴い、特別委員会は原則として廃止して、常置委員会へ組み込むという方向であり、第1常置委員会に、「教員養成大学の課題」を扱うワーキンググループを置くということであった。この提案について、論議した結果、教員養成問題への理解の不安などから、少なくとも、現在の調査終了時までには特別委員会を存続する必要が主張され、また、生涯学習と教員養成を含む別の常置委員会を設ける案も主張された。結局、教員養成については今後も恒常的な独立性の強い委員会を求めること、教員養成については、教育学部だけでなく、全大学に関わる教員養成を問題にする趣旨を主張すること等が同意された。平成7年度をもって、岡本洋三委員は退官した。

常置委員会等の改組の際に、結局、教員養成制度特別委員会は、廃止となったが、教員養成特別委員会の設置が認められ、平成8年4月18日、新しい教員養成特別委員会が開催されて、蓮見東京学芸大学長を委員長に選出した。蓮見委員長より、奈良女子大学山田昇教授を代表として「今後の附属学校のあり方と役割に関する教育政策論的総合的研究」に取り組み、現在集計中であり、現地調査等も加えて研究活動を継続する予定である、については、特別委員会としては、附属学校をも含む教員養成大学・学部の課題について審議を進めていただきたいとの説明があった。

専門委員として、横須賀薫、椎名萬吉、篠田弘、関口茂久、山田昇、羽田貴史を委嘱した。

平成8年6月6日、蓮見委員長から、附属学校のあり方と役割についての調査について説明の後、山田委員、横須賀委員から次のような説明があった。

山田委員から、今日、あらゆる学校段階で、21世紀に向けた教育改革が進められている中で、国立大学附属学校がその使命をどのように認識し教育改革を行っていくかは重大な課題である、本調査研究は、今後望まれる国立大学附属学校のあり方と役割、特に附属学校と大学の関連を明確にすると共に、教員養成及び現職教員研修への寄与のあり方と役割を重点的に解明することを目的としたもので、その対象の校長調査、副校長調査、学校基礎調査は、全附属学校(261)に対して行い、一般教員調査は、全附属学校園約4500名の中から文部省職員録により1500名を抽出、回収したデータは1307通とかなり高い回収率である、今回は、その一部のデータを報告するとの説明があった。それに基づいて、山田委員から附属学

校教員調査の一部、横須賀委員から校長調査の一部について報告があった。また、山田委員から、今後、教育学部のあり方についての協議を進め、教員養成学部の教員調査を実施しその中に大学教員の附属学校に対する意識調査を行うこと、また昨年度中の現地調査に続いて、名古屋大学、愛知教育大学、広島大学、筑波大学等の現地調査を計画していることの説明があった。

この日、文部省高橋教育大学室長が出席され、教員養成の問題等について、次のような説明があった。「教員就職率の低下は当分続くと見なければならぬし、今後更に厳しい状況が予想される。そのため今日の教育学部はリストラが求められる状況にあるが、単なるリストラでなく質的充実を目指し活性化を行わなければならない。教育学部は新課程が設けられてから、それまでの教員養成学部という性格に、生涯学習社会における指導者養成という性格を事実上加えている。あらためて教育学部の理念を再構築し、その内容の充実と外延の限界を確認する必要がある。今日進められている教育学部の改革には、おおよそ3つの方向がある。①新課程の設置、②新学部の設置や他学部の改組に伴う定員の振り替え、③教育学部の性格を変え学部名称を変更、などである。このうち、①は、平成4年度以降は減少しており、今後の新課程の設置には適切な構想であることが求められるようになってきている。新課程の設置に代わって、平成5年度以降には②が増加しており、③は平成8年度に実現している。教育研究の質的充実を目指して、いくつかの大学で学校種別に設けられた教員養成課程の統合が進められている。課程の統合は、複数免許の取得、義務教育全体を見渡せる教員の養成、入試における募集単位の改善、人材需要への対応の弾力化、などのメリットがあるが、こうした趣旨を生かすにはカリキュラムをはじめ工夫すべき点が多く、安易に進められるべきではない。

大学院修士課程については、なお専修の整備の残されている大学はあるものの、全大学に設置を見た。修士課程には様々な目的があり、それに応じた条件整備が必要である。現職教員の研修機関としての役割が重要であるだけに、受け入れの仕組みを整備することは、こうした条件整備の一つである。また、高度情報通信網を活用するなど、研究指導の方法についても検討の必要がある。博士課程については、2大学に設置されたことで、その必要性は認められたといえようが、今後の設置については更に推移を見て、その規模を考える必要がある。

附属学校については、エリート校化しているなどと、本来の設置目的に合わな

くなっているのではないかという批判がある。とかく附属学校の存在意義までが話題になるこのころであるだけに、入試問題の学習指導要領の逸脱とか、いじめの問題や服務の問題など、外部からの批判を招かないような努力が求められる」

以上に関連して、教員需給のこと、教員の年齢構成比、教員養成課程の定数、教員定数等の問題が、関連的に論議された。

平成8年10月29日、蓮見委員長より、経過説明の後、山田委員より、「国立大学附属学校調査の中間的報告」として、次の諸点について説明があった。①国立大学附属学校をめぐる状況と国大協における附属学校調査について、②附属学校校長に対する意見調査の概要について、③附属学校副校長に対する意見調査の概要について、④附属学校教員に対する意見調査の概要について、⑤わが国における附属学校の歴史と現状から見た今後の課題について等である。

次に、委員長より、教育職員養成審議会において、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」の検討が開始され、これについて説明の後、意見を聴取された。

1) 教員養成課程のカリキュラムの改善について

①教育相談（カウンセリングを含む）、国際化・情報化、理科教育、環境教育、特殊教育等に係わる教員養成課程の教育内容のあり方について、②教育実習の期間・内容等のあり方について、③教科に関する科目・教職に関する科目のバランスのあり方について、④体験的実習等効果的な教育方法の導入のあり方について、

2) 修士課程を積極的に活用した養成のあり方について

3) その他関連する事項

①養成と採用・研修との連携の円滑化、②教員養成に携わる大学教員の指導力の向上、③特別非常勤講師制度の改善

この説明について、免許基準の改定が行われてからまだ日が浅く、その実施の条件が整備されていないこと、免許基準の要求単位が開放制を動揺させること、免許基準が大綱化に矛盾すること、履修単位数の増加のみでは資質の向上にならない、等の種々の意見交換が行われた。

また、山田委員より、附属学校調査を含みつつ、現状における問題について、教員養成系大学・学部の教員に対する調査を実施することの提案があり了承された。その内容は、①教員養成大学学部の改革について、②教員免許基準について、③大学の教員が附属学校をどのように考えているか等の点についてである。椎名萬吉専門委員は、平成8年度をもって退官した。

平成9年5月15日、蓮見委員長より、平成7・8年度科学研究費の助成を受けて行ってきた附属学校調査が終了した旨、経過報告があった。山田専門委員より科学研究費の報告書「国立大学附属学校調査報告書—国立大学附属学校のあり方について—」の作成について説明した。報告の内容は次の通りである。

- 1) 国立大学附属学校の在り方について（附属学校調査まとめ）
- 2) 附属学校園長調査の概要
- 3) 附属学校園副校園長調査の概要
- 4) 附属学校園教員調査の概要
- 5) 訪問調査の概要

そのうち、「国立大学附属学校の在り方について」は、①附属学校の現況、②附属学校の役割と機能、③大学・学部と附属学校との連携協力、④開発研究の恒常性、⑤附属学校人事及び人事交流のあり方、⑥附属学校における現職教育の機能についてまとめたものである。このまとめをもとに、委員会の座談会方式により、自由な討議を行い、これを軸にして、特別委員会としての提言をとりまとめ、主要な調査報告とあわせて国大協としての報告書を取りまとめることについて了承した。

続いて、蓮見委員長より、教員養成及び国立大学教育学部に係わる最近の国の政策の動向について詳しい説明があり、自由な意見交換をするように求めた。

財政構造改革の一環として、文部省としては、①少子化に対応して学校その他の規模等で財政の改善に結びつく施策を考える、②官民の分担について考える等である。そのため、①子どもの減少に伴う小中学校の教員定数の見直し、②国立大学の民営化、法人化、③、私学助成金の減額等が提起された。これに対して、①教員養成課程の入学定員を平成10年度から12年度の3年間で5000人削減する、②国立大学の事務官を3000人削減するという具体的内容がでてきた。

これに対し、5000人減については、①他学部へ学生定員を移行させる、②教育

学部の中に新課程を創る、③学部そのものの性格を変える、④純減を行う等の対応があり、教育学部として量は少なくなるが質で勝負してほしいとの趣旨を文部省は示唆した。

5000人削減問題について、日本教育大学協会は、要望書を取りまとめたが、その要点は次の通りである。「①今日の教員の資質への強い期待に対して、中学校教員養成課程を中心に国立大学教育学部の教員養成課程を縮小することは社会の期待に反すること、②教員需要の増加する時期が迫っており、平成10年度以降に教員養成課程の入学定員を削減すると増加期の需要に応じられない恐れがあること、③新たな時代に向けた学校教育のために教員の資質の向上や定数の改善が求められること。④国立大学教育学部はこれまで大学改革を進めており、更に急激な入学定員の削減への対応は困難であること」。

さらに、蓮見委員長より、教育職員養成審議会において、教員養成のカリキュラム改革について検討が進められているが、7月答申に向けて骨格が明らかになってきているとの説明があった。その内容は、①選択履修方式を導入するなど、規制緩和の方向を含んでいる、②国際化、情報化、環境問題の深刻化、科学技術の進展などに対応する教員の資質能力が求められている等に対応しようとするものである。具体的には、①「総合演習」の開設、②教職のキャリアガイダンス、③外国語コミュニケーション、情報機器操作、④カウンセリングを含む生徒指導の増加、⑤中学校教育実習の増加、⑥中高の教科教育の増加、⑦教科科目の削減、⑧教科または教職において選択履修させる等である。

平成9年6月19日、蓮見委員長から、教育職員養成審議会「カリキュラム等特別委員会審議経過報告」について説明があった。

- (1) 教員に求められる資質能力の在り方と教職課程の役割
 - 1) 社会の変化とこれからの日本（世界的な変化の潮流、世界の中での我が国の状況、今後求められる学校・教員の役割）
 - 2) 教員に求められる資質能力（何時の時代も教員に求められる資質能力、今後特に教員に求められる具体的資質能力、個性溢れる教員の必要性）
 - 3) 大学の教職課程の役割（教員の資質能力の形成過程、養成段階で修

得すべき最小限必要な資質能力)

(2) 教員養成カリキュラムの改善

- 1) 教員養成カリキュラムの基本構造の転換：マクロの視点からの改善検討（構造転換の意義、構造転換の基本的方向：選択履修方式の導入、構造転換により期待される効果）
- 2) 教職課程の教育内容の改善：ミクロの視点からの改善検討（教育内容に係わる制度等の概要と問題点、教育内容を改善するための基本的視点、具体的改善方策）

(3) カリキュラム以外の免許制度の弾力化

- 1) 社会人の活用促進（特別非常勤講師制度の改善、特別免許状制度の改善）
- 2) 盲・聾・養護学校に係わる免許制度の弾力化
- 3) その他の弾力化の措置

この報告内容について、山田専門委員から次の説明があり、意見交換の後、これを国大協の意見として、教育職員養成審議会に提出することが了承された。

新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見について

平成9年6月20日

国立大学協会

教員養成制度特別委員会

I 総括的意見1 とくに諮問事項に即した答申への要望

教育職員養成審議会カリキュラム等特別委員会における今般の総合的なご検討の成果に敬意を表します。今、我が国が21世紀を目前に新たな教育改革を目指していく中でとりわけ高度な教員の資質能力の持続的な再生と更新を確保していくことはきわめて重要な課題であります。その点に関して、貴特別委員会が、きわめて広い視野から、問題の所在とこれに応え得る教員の資質能力のあり方、及びこれを養成する教職課程のあり方を鋭意検討され、教員養成カリキュラムの基本構造の転換を含む大胆なご提案をいただいたことは、激しく変化する時代とその中で提起されている教育改革の課題に呼応するものとして、貴重なご提案を含む

ものと受けとめております。

しかし、提案されていることの中には、現状に対して、きわめて大胆な構造的な改造を伴う問題も含まれており、その趣旨において賛同いたしましても、現実の対応を具体的に考慮した場合には、相当の困難の予想されるところもあり、答申のとりまとめに当たっては十分にご配慮をいただきたく、当方に十分に検討協議する時間もなく誤解の点もあるかと思いますが、いくつかの点について意見を申し上げたいと思います。

総論的に言えば、

(ア) 経過的には、マクロ的視点よりみた検討とミクロ的視点より見た検討を経て、提言にいたっているわけですが、提言の精神の中には、同意できる考え方が多々みられるにもかかわらず、マクロ的視点とミクロ的視点のアプローチの間に矛盾がみられ、具体的な提言の内容は、マクロ的視点より見た考え方とは異なるものとなっている点があるように思われます。

(イ) その考え方には、「大学における教職課程の充実」のために、大学の創意工夫を展開していく上で重要な参考とすべき事柄が多く含まれていますが、それが教員の基礎資格ないしは免許基準として定めるのに果たして妥当であるかどうかという点から考えますと、なお疑念のある点が含まれているように思われます。

(ウ) とくに、貴特別委員会の全体としての精神としては、基準の大綱化、弾力化の方向で、大学の創意工夫を求めているながら、具体的提言においては、とくに「教職科目」に関しては、画一化、硬直化、質的低下、細目の規制に陥る可能性が含まれているのではないかと感じられます。

(エ) さらに、今後、中央教育審議会による教育改革構想の全体像が提示されることによって、教員の資格や資質の問題について、新たな問題が提起されてくる可能性があり、現行免許法が、昭和63年に成立、施行されてからなお10年に満たないことから、今般の検討の成果をふまえながらも具体的な提言事項に関しましては、当初の文部大臣よりの諮問事項になるべく限定する方向でご提案いただくことが望ましいのではないかと考えられます。もとより、ご検討の成果の大半は、今後の検討事項と

して、問題を投げかけていただくことは重要だと思いますが、一つの現実的な対応をお考えいただくことが必要ではないかと考えられます。

(オ) その場合、諮問事項の中にありました修士課程の積極的な活用の点は、今後の重要な課題であり、十分にご検討いただきたく、現行免許法になってからの、修士課程における「教科または教職科目」の活用の仕方については問題の残されている点があると考えられます。

〰

Ⅱ 総括的意見2 教職の地位向上に関する視点への要望

総括的には、上記のお願いしたことと逆に、諮問事項には直接に関わらない点ですが、教師の資質能力の検討に際しては、基本的には、教職の社会的地位の向上と教職への優れた人材の吸引力をどのように確保するかを積極的に視野においていただきたいと考えております。我が国の近代教育の多くの成果は、それぞれの特徴を持った時代背景の中で、教職に優れた人材を集め、教職が尊敬される職業であったことによるものと考えられます。

かつて、師範学校で教育を受けた者には、近代初期には、旧士族の意識階層が多く集められ、やがてまた農民層の優秀な人材が吸収されて、教育界を担ってきました。

また、半世紀前の戦後教育改革において、旧制度下の矛盾をかかえながらも、大学を広く国民的な教育機関として再編するにあたって、「大学における教員養成」を原則とする制度改革が行われました。その結果、当初は、2年課程への依存も大きかったのですが、大学進学率がさほど高くない時期に、大学で教員養成を行うという原則は、教育界に多くの人材を集める要因であったといつてよいと思います。高度経済成長の下で、大学の大衆化が著しく進むこととなりましたが、その時期には、教員の処遇を改善するための人材確保法が実施され、教育界に人材を招く一助となったと思います。

これらの点から考えれば、教職に優れた人材を集める方策をたてることが、将来に向けての教育改革と教育創造の根幹になると考えられます。そのためには、教職を変化した時代に即応して魅力ある職業となし、相応の待遇を講ずる必要があります。また、教職の社会的地位を高めるた

めの不断の社会的努力が必要であります。

したがって、教員の資質能力を高めるに際しては、教職への志向を広く高い水準において確保するための前提条件についての考察が非常に重要ではないかと考えます。その意味でも、今次の提言においては、現行制度を基本とし、教育実習の改善充実、修士課程における教員養成の充実、初任者研修制度の充実と相まって、教職の地位向上に関する施策を重視していただきたいと考えております。

Ⅲ 各論的意見 教職科目の比重の増大や教職科目の内容についての要望

(1) 教職離れへの対応と「教職科目」の基準引き上げの矛盾

前述（総括的意見2）のような教職離れの状況が促進されている現状において、「教職科目」の基準引き上げをもって対処する方策の妥当性は、今少し吟味される必要があると考えられます。臨時教育審議会答申以後、教職を社会的に支援するよりも、教職への不信感が語られ、公教育についても、民営化の方向をいっそう促進する方向が示されるなど、公教育の教師の社会的地位を維持し、発展させ、教職への信頼と尊敬を回復させるための意図的努力は比較的少なかったように思います。このことが、社会全体の文化的退廃及びそれと関連した青少年をめぐる困難な問題と相まって、有為の人材を教職からますます遠ざけてしまったように感じられます。また、この間、少子化に伴って、教職の相対的な社会的地位の低下にもかかわらず、教職への就職難が続き、有能な青少年を魅きつける吸引力は、著しく低下したとも考えられます。

これらの点を考慮すれば、教員養成系大学・学部以外の場合、大学の卒業資格とは別に履修しなければならない「教職科目」を増やすことは、若い有能な青年を魅きつけるどころか、かえって教職への機会から遠ざけてしまうことになりかねないと考えられます。ことによったら、教職に就きたいと志し、教育実習を通してその志を固めるかもしれない青年たちを、余分に履修しなければならない教職科目（一般大学における位置づけ）の単位数にたじろがせることのないようにしたいと考えます。そういう人たちには教職にはきてもらわなくてもよいのだと考えるのではなく、大学で確かな学問をした人たちが、自由意志による選択の中で

その職業を選ぶ意志につながるように教職の社会的地位と処遇の向上を図るとともに、その人たちが大きな壁を意識することなく、教職に就くことができるようなシステムを我々は創っていきたいと考えます。

(2) 基準の弾力化に逆行する基準の引き上げになる心配

マクロの視点からは、基準の弾力化を図り、大学の創意的自主的改善改革を促進するものとしながら、「教科科目」を引き下げ、「教職科目」の基準を引き上げてバランスをとろうとの検討が見られますが、結果的には、「教職科目」の基準の大幅引き上げに終わるとの危惧が感じられます。

中学校の教員免許を取得するための「教職科目」は、昭和29年免許法では、14単位、昭和63年改正法では、19単位でしたが、この度の改正案では、31単位であり、かつて優秀な教員を輩出した当時の2倍以上に増えることとなります。

今般の改正案の趣旨では、一方では、大学の自主的努力にまつ意味で、弾力化を進めるとの視点を提示しながら、教科科目は、大学の専門教育で補われるので、教科科目の基準を軽減し、教職科目を増やすこととし、総単位数は変わらないとの説明をしています。

しかし、従来 of 教科科目の40単位中、20単位はもともと専門教育で補われており、残りの20単位は、教職免許のための広域の教科科目でした。その意味では、今般提案されている教職科目31単位プラス教科科目20単位は、とくに一般大学においては、卒業に必要な124単位とは別に履修しなければならない単位となります。したがって、教員資格を取得するために余分に必要な単位は、39単位から51単位に増大することになるので、純粋に基準の引き上げとなり、弾力化とは異なる方向になると考えられます。

このような履修単位の基準引き上げによって資質を高めようとするのは、逆行になり、かえって有為の人材を遠ざけることになるのではないかと心配されます。

(3) 昭和63年改定法による新設科目の実態調査の必要と提案の矛盾

免許制度は、教員社会の安定的な構造を維持する上からも、頻回に渉る改定はなるべく避けるべきであり、とりわけ大幅な改定は、よほどの

教育改革と連動すべきものと思われます。昭和63年改定による単位増の際に、生徒指導、特別活動が新設されましたが、その実施にあたって担当者を配置する条件が行政的に措置されず、まして一般大学では負担増のみであったこと、仮に、この分野を担当する教員配置がなされても、実際に全国にその分野の研究者少なくとも担当者を確保することはきわめて困難であったという問題があると思います。担当者がいないため、多くの大学が非常勤講師に依存し、1人の担当者がいくつもの大学を掛け持ちで非常勤講師を担当している例も実際に存在しています。

貴特別委員会自身が、この点については、「生徒指導や特別活動に係わる科目については、扱う内容が伝統的学問領域と必ずしも整合しないため、学校の実態をふまえた実際的内容を求められているにもかかわらず、適切な担当教員が確保できなかつたり、ごく狭い領域に偏して、教授されている例が見られるといわれる」(24p)と指摘しているところからみましても、このような状態で、その科目の単位数を引き上げるとするのは、現実の施策としてはかなりの無理があると思われます。

2単位でも、それが効果的な成果を見ていないという事実認識に立って、さらにこれを基準単位として増やすという提案には、無理があり、この種の問題をどのように解決するかという別の面からの解決策が必要ではないかと考えられます。

「生徒指導(カウンセリングを含む)、進路指導」を増やす根拠と、それを裏付ける方策と、貴特別委員会が自問している課題に答えずに、基準の引き上げになる場合、「教職科目」は、水増しされた、学生にとっても退屈な授業となり、また実質的に教育現場の課題に対応できるような内容を保障するのは困難であると思います。

このような「生徒指導」等や「特別活動」の分野こそ、現実に生徒を前にした、教育実習の学習内容や初任者研修における研修内容としてもっともふさわしくまた充実が期待されている分野ではないかと考えられます。

- (4) 新しい教職科目の意義とそれを直ちに免許基準とすることへの疑問
(ア) 教職ガイダンス科目の新設の意味

新規に提案された「教職ガイダンスに関する科目」については、かつ

での教育原理、従来の、教育の本質と目標、教育の社会的行政的な事項そのものが、広義の教職ガイダンスの役割を担っていたものと考えられ、その中には、必ず、教師論、教職論、教職の専門職論、教職への勧めを含んできたものと考えております。今日、あらためてそのみを2単位30時相当講じることの意義を明確に提示することは難しいように思います。医師のような明確に目的養成である場合と異なり、今日、教育大学・教育学部においてさえ、教員養成はオープンシステムとなっている時代状況の下で、大学の主体的な考案の下に開設する場合は別ですが、これを免許基準としてすべての大学における教員養成カリキュラムに必修とすることは現段階では困難に思われます。

(イ) 総合演習科目の設置の意味

提案の趣旨は、とくに教員に固有な資質というよりは現代の高等教育に求められている教養内容と考えることができます。したがって、すでに多くの大学が、共通科目、教養科目、総合科目等として、様々な創意工夫によって現代的課題に対応できる高度な知性を培う教育を求めています。かつて、一般教育が、すべての大学の履修内容であり、とりわけ教員になる者に、一般教育の教養が強調されたのと同様の問題提起であると思われます。

しかし、その重要性にもかかわらず、提示された履修内容は、多様性もあり得るものであり、逆にそれを履修していなくても別の仕方、これらの教養を得ることが可能であり、いわゆる教員資格のための履修基準として位置づけることで、かえって形骸化するおそれもあり、免許基準とするにはきわめて性格の曖昧なもののように思われます。

(5) 教育実習の充実への焦点化の要望

次に、以上の諸点に対して、今回の諮問に直接応える一つの柱である「教育実習の充実と期間の延長」について考察します。

前述の「教職科目」等の基準引き上げに比べて、はるかに現実性もあり、また前述の「教職科目」等の内容をも含み得る可能性のある現実的な提案と考えられます。

提言内容は、多岐にわたるよりも、昭和63年度の免許制度改定をふまえ、現実的に対処し、教育実習の充実に絞るとすることも考えられます。

あれもこれも増やすよりも、きちんとした教育実習が実施され、教育実習が総合的な学習機会となれば、細切れの教職科目の履修単位を増やすよりもはるかに効果的であると考えられます。

ただし、そのためには、教育実習の実施条件についての抜本的な改善策が必要であり、単なる期間延長では対応できないと考えられます。

そのためには、次のようないくつかのガイドラインを確立することが期待されます。とくに、中学校における教育実習の改善について次のような配慮が期待されます。

- (ア) 教育実習の参加条件を大学毎に定め、実習参加者を絞る。
- (イ) 教育実習における大学側の指導体制、担当者を明確にする。
- (ウ) 教育実習における履修内容に含むべきことがらを明確にする。そのために、何らかの方法で実習による学習内容を明示する。その中に、教科指導のほか、学級指導、生徒指導、特別活動を含める。また、現代に生きる課題についての生徒との討論（担任教師、実習生、場合によって大学教員をも含む）を含める。
- つまり、実習の学習内容の中に、教職へのキャリア・ガイダンス、現代に生きる人間の課題と生徒の成長発達、広義の生徒指導・特別活動・学級指導等に関する課題研究を必ず含むものとする。
- (エ) 教育実習の評価のあり方について実習生の自己評価をも含んだ教師への成長のための評価とする。
- (オ) 附属学校や公立の責任ある実習協力校については、教育実習に必要な一定の条件整備を講ずる。
- (カ) 主たる実習校は免許校種（たとえば中学校）とするが、他校種の参観、授業参観を義務づける。他校種（幼稚園、小学校、高等学校、障害児教育諸学校、社会教育施設）
- (キ) 教育実習ノート（実習中のすべての事柄を記入）を義務づける（あまり様式化しない）。実習担当教諭及び大学教員は、教育実習ノートを指導する。
- (ク) 教育実習5Wとして、1W40Hとすれば200H、通常の講義時間数をもって単位に換算すると、約8単位に相当するが、実質5単位を与える（そのうち1単位は事前事後指導とする）。

以上のほか、提言の趣旨を活かしつつ、在学中の負担の増大をも防ぎ、教員としての資質能力を高めていくためには、これもまだ経験の浅い、初任者研修制度の改善充実を図ることが、きわめて重要な課題であると思います。初任者研修制度においても、現職者としての教師の成長、現代に生きる人間の課題と生徒の成長発達、広義の生徒指導・特別活動・学級指導等に関する課題研究を必ず含むものとするのが考えられます。

具体的提案内容には、前述のように、大学の教育内容として充実した講義内容が保障し難く、またその実践的性格がきわめて強いことから、教員としての実務に従事しながら、初任者研修の時期の研修内容として学んでいくことがもっともふさわしいものが含まれていると思います。もちろん、「最小限必要な能力」を教員就職以前に身につけておくことは必要ですが、大学で学ぶ基礎的理論的学習を基礎に、教育実習等の改善充実により、その達成水準を確保することが出来ると思います。

大学における教員養成においては、あくまでも教員として成長していく可能性と課題意識、その基礎的資質能力の涵養を基本的に期待し、教育実習等を通じて自らの学び方を自省しながら、実務者実践者としての基礎的なミニマムエッセンシャルズを修得できれば十分ではないかと思えます。

さらに現職教員となって、若さによる失敗をも含みながら生徒に新鮮な影響力を与えることのできる教師として、とくに生徒の実態に即した実践課題を探求することが、教師としての成長の大きな糧になるものと思われます。

以上のように、新免許法施行後10年に満たない現段階においては、教育実習の改善充実及び初任者研修の内容の充実を重点課題とし、現行制度下における大学や実習校、教育委員会の最大限の創意と工夫を引き出そうとすることが、もっとも現実的かつ賢明な方策ではないかと考えられます。

IV その他の意見

(1) 今般の提言にあるカリキュラムの構造転換について、今後、さらに具体的な説得的な提言を行っていくためには、初等教育と中等教育の教

育の目標とその差異、及びその変化等と、教科に関する力量にももっと注目していただきたいとする意見があります。

義務教育の一体性や義務教育としての中学校教育の性格の変化ということもありますが、「教職科目の比重」を高める方向での提案に関しては、初等教育と中等教育の教育形態の差異の問題についても、これをどのように考え、中学校段階の教育課題をどうとらえるかが示される必要があると考えられます。また、教科科目20単位についての考え方と具体的位置づけについてもより明確な見解が必要ではないかと思えます。

(2) 修士課程の問題については、別に検討されることになっているようですが、専修免許状の一つの要件として最小限の共通の履修基準を設けたいとする意見があります。

つまり、専修免許状の授与が、高度職業人の育成である趣旨を明確にするのであれば、最小限の措置として、共通の専修必修科目を用意することが考えられます。

具体的には、学校教育学(特殊研究)4単位を含むことを免許基準とし、その他は、課程認定を受けた講座または学科の教科または教職に関する科目であれば修士課程修了をもって専修免許状が取得できるものとしてもよいと思えます。ただし、学校教育学(特殊研究)は、課程認定の要件とせず、他学部の開講科目のみならず、大学間協定、単位互換制度等の措置により、履修できるものとする必要があります。学校教育学(特殊研究)は、特定の教科の教育、あるいは学校経営、学級指導、生徒指導等の、学校教育の現実的実践的課題に関する教育研究を行うものとする必要があります。

なお、修士課程において、新規に免許状を取得しようとする者、異なる校種の免許状を取得しようとする者のためにも、高度職業人養成の一つの方策として、具体的なコースを用意することができるよう措置することができるようにしたいと思えます。

さらに、蓮見委員長から、義務教育教員志願者に対する介護等体験の義務づけに関する新制度についての説明があった。

続いて、附属学校調査結果にも基づく報告書ができあがったこと、この結果を

基にして、特別委員会メンバーによる座談会を開催し、その記録を加えて、国大協報告書を11月までにまとめる旨、説明し、了承された。なお、座談会の参考として、山田専門委員ら、調査結果の概要を説明するとともに、横須賀専門委員から座談会の話題内容についての説明を行った。

座談会テーマ 国立大学附属学校の過去・現在・未来について

1) 国立大学附属学校園の意義と貢献度について

①明治期から戦後新学制出発期までに師範学校附属校園が日本の近代的な公教育の水準向上に果たした役割と貢献度は非常に大きなものがある。

②戦後の公教育の充実期において、教育の実践と研究の中で附属校園の役割に変化が生じた。

③義務教育教員の教員養成が大学において行われるようになり、開放的免許制度が採用されたことで、教員の養成課程での附属校園の役割が減少した。

2) 国立附属校園の現状と問題点

①社会的役割の低下と公私立学校の充実とで附属校園は相対的に教育環境として遅れた状態におかれ、その魅力は減殺している。

②教育界における附属校園の存在理由において、伝統的教育研究の維持か研修的通過点か、の二局分解が進行している。

③前記二局分解の動向は、附属校園における教育研究の内容、性格にもそのまま反映している。

④最近附属学校批判が高まり、危機感が生まれる中で文部省主導の開発研究や大学学部との連携による研究が進められつつある。

3) 国立附属校園の今後のあるべき姿・役割について

①教員養成の過程で、学生教育にどのような役割を果たすべきか。

②全国的な教育研究において各附属校園はどのような特色をもつのか、明示して取り組む必要がある。

③教育実習、実験的研究に主眼をおかず、特色ある教育の校園としての行き方も認める。

④附属校園の管理運営における大学・学部の責任体制の確立とその中で

の附属校園側の自主性の確立が必要である。

⑤附属校園の任務の明確化、個別附属校園における任務、方針の明示などの改革を前提にして附属校園の教育環境、勤務条件を改善する。

⑥以上の改善、改革を進める中で大学・学部と附属校園とが協議し、各大学が今後の附属校園の体制について明示し、改革に取り組む。

なお、蓮見委員長から、大学における教員養成の改善に関する調査研究会から「教員の資質向上のための今後の方策について」第2次の報告書が出された旨、説明の後、資料を配付された。

平成9年7月18日、蓮見委員長から、附属学校調査報告書に収載する座談会を開きたい、については国立大学や附属学校でもいろいろと改革の努力がされているが、この機会に附属学校の現状にはどのような問題があるのか、特に附属学校の役割とされる教育実習や大学の行う研究の実験校としての在り方についてどのような状況にあり、今後どのような役割を果たしていくのか、その場合にどのような条件整備が必要で、今後どのような発展方向があるかについて自由にお話し合いたいと提案された。

座談会では、次の諸点が話題となった。

①附属学校調査と座談会の趣旨 調査と座談会の趣旨 学校教育機関としての特質

②附属学校の現状と問題 エリート校化批判と地域との関係を中心に自由な学校としての良さ 地域の教育力向上への貢献 エリート校化の地域的要因

③附属学校の役割 教育実習校としての附属学校の意義 教育実習における大学と附属の連携 困難な教育課題と附属学校

④大学と附属の連携及び共同研究体制 大学と附属学校の関係 共同研究の財源措置、大学教員における教職経験者の状況、研究開発校の指定とその後の研究体制

⑤大学学部と附属学校の距離 大学学部と附属学校の地理的距離の問題 大学移転と附属学校の在り方

⑥附属学校を取り巻く情勢と今後の附属学校 附属学校と公立学校の関係 父兄の意向と附属学校の入試 進学校や中高一貫校との関係 附属学校の学級規模 附属学校の新たな役割と在り方

平成9年9月26日、蓮見委員長より、教員養成をめぐる大きな問題が生じており、これについて文部省の説明をいただき議論を願いたい旨、提案し、松本教育助成局教職員課長、及び高橋高等教育局教育大学室長を紹介された。

松本教職員課長より、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（第1次答申）」及び「介護等体験特例法について」詳細な説明が行われた。

○教育職員養成審議会第1次答申の概要

答申の特色

- ①使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる、力量ある教員の養成をはかる。
- ②このため、第1に、大学が教員養成に対する社会的要請をふまえ、主体的にカリキュラム編成を工夫できるよう、教員養成カリキュラムに選択履修方式を導入するなど、大幅に弾力化する。
- ③第2に、専門分野の学問的知識よりも、教え方や子どもとのふれあいを重視し、教員としての学校教育活動の遂行に直接資する「教職に関する科目」を格段に充実する。教授方法としては体験や演習を重視する。
- ④カリキュラム以外にも、免許制度を弾力化（盲・聾・養護学校免許状、学位授与機構認定の短大専攻科での1種免許状の取得等）する。
- ⑤社会人が教壇に立てる制度（特別非常勤講師制度）や、意欲・能力ある社会人を教員に採用する制度（特別免許状）を改善（対象教科拡大、手続き簡素化等）する。

答申の内容

①教員に求められる資質能力と教職課程の役割

1) 教員に求められる資質能力

1. 何時の時代にも教員に求められる資質能力
2. 今後特に教員に求められる具体的資質能力

3. 得意分野を持つ個性豊かな教員の必要性

2) 大学の教職課程の役割

②教員養成カリキュラムの改善

1) 教員養成カリキュラムの基本構造の転換

1. 構造転換の必要性

2. 構造転換の基本的方向：選択履修方式の導入 3. 構造転換により期待される効果

2) 教育課程・教育内容の改善

1. 教育内容に係わる問題点

2. 教育内容を改善するための基本的視点 ①今日求められる資質能力の形成 ②現行制度等をより柔軟で効果的なものにする視点

3. 具体的改善方策 ①時代の要請をふまえた改善 ②現行制度の改善

③カリキュラム以外の免許制度の弾力化

1) 社会人の活用促進

1. 特別非常勤講師制度の改善

2. 特別免許状制度の改善

2) 盲・聾・養護学校に係わる免許制度の弾力化

3) その他の弾力的措置

○介護等体験特例法の実施について

①新制度の概要

1) 法律の名称「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例等に関する法律」

2) 趣旨 教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に要する認識を深めることの重要性に鑑み教員の資質向上及び学校教育の一層の充実をはかる観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、介護等体験させること。

3) 制度の対象者 小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者約8万人（義務づけを免除する者：1. 教育職員検定に係わる者、2. 介護等に関する専門知識及び技術を有する者、3. 身体上の障

害により介護等体験が困難な者)

4) 介護体験の内容等

1. 介護等体験の内容 障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験

2. 介護等体験の実施施設 盲・聾・養護学校または社会福祉施設その他の施設

(a) 「社会福祉施設その他施設」は、省令で規定するが、保育所を除き法令に根拠を有するほとんどすべての福祉施設（約15000施設）や老人保健施設（1500施設など）

(b) 盲・聾・養護学校は、全国で約1000校

3. 介護等体験の時期及び期間 18歳に達した後の相当期間→7日以上：省令で規定（目途：少なくとも盲・聾・養護学校2日＋社会福祉施設5日＝7日）

4. 免許状申請に係わる手続き（省令で規程）

(a) 施設は教員になろうとする者が介護等体験をしたことを証明する書類を発行

(b) 都道府県教育委員会への免許状の申請に当たっては、上述の証明書を提出

5) 採用者の責務採用に当たり、教員になろうとする者の介護等体験を勧誘案するよう努めるものとする。

6) 関係者の責務

1. 国、地方公共団体及びその他の関係機関等：介護等体験が適切に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 介護等体験が行われる施設の設置者：介護等体験希望者に必要な協力を行うよう努めるものとする。

3. 大学等：学生の介護等体験が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

7) 施行及び適用 平成10年4月1日から施行、平成10年度の大学等の入学者から適用

②本法施行にあたっての要検討事項

1) 大学に対する周知徹底：法律施行に当たって文部省より趣旨等必要な

指導

- 2) 受け入れ施設に対する周知徹底：厚生省を通じ、法律施行に当たって、趣旨、学生の体験内容、証明書の発行手続き等の周知、
- 3) 事前指導：可能な限りオリエンテーション等の指導が行われるよう大学等を指導、パンフレットの作成への協力を社会福祉協議会等に依頼、大学等を通じ学生に配布、
- 4) 学生の実習先決定の調整：学生からの申し込み受付、施設への依頼及び各種の調整を行うシステムの整備（経費：学生から徴収）
- 5) 体験にかかる経費：原則学生が負担（金額は施設の種類により異なる）
- 6) 事故に対する保険：学生が加入できる新しい保険を準備

③省令 本年10月中に制定の予定

その他、平成10年度概算要求事項について、特に、教職課程における教育内容・方法の開発研究の予算の拡充と、介護等体験実施連絡協議会の予算化について説明があった。前者の開発研究については、特に①体系的な教員養成カリキュラムのあり方、②効果的な教職科目の教育内容・方法のあり方についての研究である旨、説明があった。

高橋教育大学室長からは、教員養成課程の入学定員の削減についてと、教員養成大学・学部のあり方に関する調査研究の実施について説明があった。

○教員養成課程の入学定員の削減について

近年、児童生徒数の減少等に伴い、教員採用者数が減少し、教員養成課程の新規卒業者の教員就職率は5割を下回っている状況である。教員養成課程の入学定員については、昭和62年以降、教員の需給状況を勘案してその規模の適正化を図ってきたが、今後も当分の間は、教員採用者数の低迷が見込まれることから、財政構造の集中改革期間である平成10年から12年までの間にさらに5000人程度削減し、ピーク時の半分の規模に縮減となる。

○教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究の実施について

現在、国立の教員養成大学・学部においては、教員採用者数の低下に

伴う教員養成課程卒業者の就職率の低迷や、教員の資質能力の向上に対する国民の期待の高まりなど、教員養成上の様々な問題を抱えている。また、財政構造改革集中期間中における教員養成課程の学生定員の大幅削減や、先般の教育職員養成審議会の答申に基づく教員養成カリキュラムの改善に適切に対応するためには、従来の教員養成大学・学部の役割や教育研究体制について見直しが必要となっている。こうした機会に、開放制の教員養成制度における教員養成大学・学部の果たすべき役割、カリキュラムのあり方、国立大学・学部として教員以外の人材養成に果たす役割と組織の在り方等について、教員養成・採用の関係者、その他有識者の協力を得て総合的に調査研究を行い、必要に応じ提言をとりまとめることとする。

このような観点から、研究事項として、①開放制の教員養成制度において、今後、教員養成大学・学部が果たすべき役割、②教員養成の質的向上に向けたカリキュラムと教員養成組織の在り方について、③教員以外の人材養成に果たす教員養成大学・学部役割と組織の在り方について等を提示した。

続いて、蓮見委員長から、附属学校調査の座談会への協力を謝し報告書が完成するめどがたったことの報告があり、山田専門委員から、報告書の体裁・全体像について説明が行われた。

また、11月をもって、蓮見委員長が学長を退任するため、木下繁瀧大阪教育大学長を委員長に選任した。

この報告書は、「大学における教員養成 国立大学附属学校の在り方・役割」として、平成9年11月に刊行された。(第3巻329頁所収)

平成9年12月12日、木下委員長の下で、教員養成大学・学部の改革・再編の動向と課題について論議すると共に、2年間の期限付きの教員養成特別委員会の今後の在り方について協議した。

木下委員長より、検討内容について、次のような問題点が示され、意見交換を行った。

1. 教員養成大学・学部の改革・再編の動向と課題について

(1) 教員養成課程の入学定員5000人削減に関わる平成10年度概算要求の動向

(2) 教員養成大学・学部の改革・再編の現状と問題点 1) 中央教育審議会への文部大臣諮問事項 2) 教育職員養成審議会の審議事項 3) 教育課程審議会の中間まとめ 4) 大学審議会への文部大臣諮問事項 5) 教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究協力者会議 6) 文部省教育大学室のアンケート調査および平成11年度概算要求に向けてのヒアリングの状況

(3) 教員養成大学・学部の改革課題への取り組み 1) 教員養成カリキュラムの改革 2) 介護施設実習 3) 大学入試の改革 4) 教員採用試験、就職対策等への対応 5) 現職教員を含む社会人受け入れ

2. 教員養成大学・学部の今後の重点課題について

(1) 新課程（ゼロ免課程）の設置と将来展望

(2) 大学院修士課程、プロフェッショナル・スクールの在り方

(3) 課程学科目制の在り方

(4) 大学院博士課程設置の推進

(5) 附属校園との連携協力の推進

(6) 国立大学としての教員養成大学・学部の基本的性格と役割

なお、教員養成特別委員会は、まもなく設置期間が終了するが、現在の状況は、戦後の教員養成の歴史の中で重要な転換点を迎えており、教員養成の諸問題に適切に対処し得る組織が不可欠であるとの認識に立って、教員養成特別委員会の再度の設置を申請する方針を了承した。また、関口茂久専門委員は、平成9年度をもって退官した。

このようにして、教員養成特別委員会は、理事会、総会の承認を経て、平成10年度の現在もここに存続しているが、先般、教育職員養成審議会による答申に基づいて、教育職員免許法が国会を通過し既に施行され、また、学生入学定員の5000人削減問題も、平成12年度までの全体計画が近く合意が達せられようとしていると聞いており、また新たな課題に直面している。

おわりに

定年間際の多忙な中で、国立大学協会教員養成制度特別委員会の小史を、駆け足で、後付けてみた。あらためて、特別委員会および小委員会は、私にとって、重要な一つの研究実践の場であったという意味で感慨深い思いである。

この23年間というもの、私はずっとこの国大協の教員養成制度特別委員会とともにあり、そこでの協同研究が、自分の研究活動の重要な一部ともなっていた。

しかし、国立大学の自発的組織である協会が、科学研究費を受けるというようなことも考えなかったのも、ついその気にもならなかったが、最近、国立大学附属学校園の調査研究の実施に当たって、組織と結びついた研究活動ではあるが、科学研究費の補助を受けた（平成7年度、8年度）。それ以外は、すべてボランティア活動であったといっても良いのではないかと思う。教員委員、専門委員にとって、それはすべて自分自身の研究活動であり、日本の教育研究の改善充実に願っての共同研究への参加であった。

とくに、大学の実態を明らかにし、大学人の意見を集約し、その研究結果にできるだけ根ざして、改善案や政策への疑念等も提起してきた。しかし、多くのことは聞き入れられたとはいえない。

文部省からは、学長からの要請で、しばしば特別委員会にも出席され、情報を提供されたし、われわれの意見も聞いてくれた。また、重要な行政上の問題について、いくたびかヒアリングを受ける機会もあった。私たちは、教育と研究の現実認識に立って考えていることを率直に語ることを通して、政策や行政にも活かしてもらいたいと考えてきた。

「大学における教員養成」の50年を迎えた今、我が国の教員養成は、時代を画する試練に直面している。国立大学協会の教員養成制度特別委員会の歩みは、そのまま、「大学における教員養成」の展開の縮図にもなっているが、21世紀の教育発展の原動力は、やはり教員養成・教師教育に待たねばならないとわれわれは考えている。

私は、すべての教育改革の問題は、結局、教師・教育者の問題であり、教員養成・現職教育の問題は、十分に尊重してもらいたいと考えている。

中央教育審議会の第1次答申、第2次答申、教育課程審議会審議のまとめ、教育

職員養成審議会第1次答申、教育職員養成審議会第2次答申、そして大学審議会における審議を含めて、教育改革に関する諸提案が目白押しである。これらの改革意見の中には、21世紀の教育のあり方にかかわる重要な提言も含まれている。しかしまた、提言の中には、さらに専門的な十分な検討と実施のための条件整備の必要な課題が数多くある。私は、教育の問題は、答申等を直ちに実行に移すというのではなく、可能な限り、専門家集団による慎重な検討に委ねる過程が必要ではないかと考えている。

国大協の特別委員会等は、まさにそのような意味での実態認識をふまえて、具体的な改善改革の進め方を探ってきたのである。

そういう意味で、国立大学の自主的組織に付帯された、きわめてボランティアな委員会が蓄積してきた研究成果とその問題意識をあらためてご検討いただきたい。

この複製の作業をすすめるに当たって、国立大学協会理事会、および総会のご理解をいただき、また事務局の多大なご支援があったことは言うまでもない。

第7常置委員会、教員養成制度特別委員会の歴代委員長を勤められた学長先生はもとより、すべての教員委員、専門委員の遺志を承けて、この一連の労作を複製する事業について、大空社の多大のご支援ご協力をいただいたことを感謝するとともに、この事業が、21世紀の教育事業とそれを担う教師の力量形成に貢献できることを心から願って、本稿を了える。

※議事内容の紹介に際して、「 」を付して記した部分は、国大協特別委員会議事要録（国立大学協会『会報』所収）から直接に引用した箇所である。

付録1. 国立大学協会委員会の変遷

□昭和26～38年

	昭和26年	昭和27年	昭和32年	昭和34年	昭和38年
第1常置委員会	○	○	○	○	○
第2常置委員会	○	○	○	○	○
第3常置委員会	○	○	○	○	○
第4常置委員会	○	○	○	○	○
第5常置委員会		○	○	○	○
第6常置委員会		○	○	○	○
第7常置委員会		○	○	○	○
科学技術振興 連絡委員会			○	○	
一般教育 特別委員会				○	○
組織整備 特別委員会					○

* 第7常置委員会が主として教員養成問題を所管した。

□昭和39～46年

	昭和39年	昭和42年	昭和43年	昭和45年	昭和46年
第1常置委員会	○	○	○	○	○
第2常置委員会	○	○	○	○	○
第3常置委員会	○	○	○	○	○
第4常置委員会	○	○	○	○	○
第5常置委員会	○	○	○	○	○
第6常置委員会	○	○	○	○	○
第7常置委員会	○	○	○	○	廃止再編
医学教育 特別委員会		○	○	○	○
教養課程 特別委員会	○	○	○	○	○
組織整備 特別委員会	○	○	○	○	○
図書館 特別委員会		○	○	○	○
学生急増対策 特別委員会	○	○			
新設大学拡充 特別委員会	○	○	○	○	○
科学技術行政 特別委員会	○	○	○		○
研究所 特別委員会		○	○		○
教職員厚生 特別委員会					○
入試期 特別委員会			○		○
入試調査 特別委員会					○
学生対策 特別委員会		○			

* 昭和46年、第7常置委員会を母胎として教員養成制度特別委員会が発足した。

□昭和48～平成7年

	昭和48年	昭和52年	昭和58年	昭和63年	平成3年	平成7年
第1常置委員会	○	○	○	○	○	○
第2常置委員会	○	○	○	○	○	○
第3常置委員会	○	○	○	○	○	○
第4常置委員会	○	○	○	○	○	○
第5常置委員会	○	○	○	○	○	○
第6常置委員会	○	○	○	○	○	○
教員養成制度 特別委員会	○	○	○	○	○	○
医学教育 特別委員会	○	○	○	○	○	○
教養教育(教養課程) 特別委員会	○	○	○	○	○	○
組織整備 特別委員会	○	○	○			
図書館 特別委員会	○	○	○			
新設大学拡充 特別委員会	○	○	○			
科学技術行政 特別委員会	○	欠	欠			
研究所 特別委員会	○	欠	欠			
教職員厚生 特別委員会	○	欠	欠			
入試期 特別委員会	○					
入試調査 特別委員会	○					
学生対策 特別委員会	○					
入試改善調査 特別委員会	○					
学術情報 特別委員会				○	○	○
大学院問題 特別委員会				○	○	○
入試改善 特別委員会			○	○	○	○
生涯学習 特別委員会					○	○

□平成8～平成10年

	平成8年	平成9年	平成10年
第1常置委員会	○	○	○
第2常置委員会	○	○	○
第3常置委員会	○	○	○
第4常置委員会	○	○	○
第5常置委員会	○	○	○
第6常置委員会	○	○	○
第7常置委員会	○	○	○
医学教育 特別委員会	○	○	○
教員養成 特別委員会	○	○	○
在り方と使命 特別委員会		○	○
大学評価 特別委員会			○
リベラルアーツ 特別委員会			○

*平成8年、新たに教員養成特別委員会が2年間の時限付で発足し、平成10年現在、2期目を迎えた。

付録2. 常置委員会の性格

	発足当初の委員会の性格	平成10年の委員会の性格
第1常置委員会	管理運営と組織	理念、体制・組織、管理運営
第2常置委員会	入学者選抜と学科課程	入学者選抜
第3常置委員会	学生の補導	教養教育、専門教育、 学生生活
第4常置委員会	学生の厚生	教職員待遇
第5常置委員会	学術の国際交流	学術交流
第6常置委員会	財政・教職員の待遇	財政
第7常置委員会	教員養成	研究、大学院、生涯学習、 学術情報

大学における教員養成

国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書

収録一覧

第1巻 <昭和47年11月～昭和62年6月>

教員養成制度に関する調査研究報告書

——教員養成制度の現状と問題点—— 昭和47年11月

教育系大学・学部における大学院の問題 昭和49年11月

大学における教員養成

——その基準のための基礎的検討—— 昭和52年11月

新教育大学創設に関する国会審議国会議事録 昭和53年4月

大学における教員養成

——一般大学・学部と大学院の現状と問題点—— 昭和55年11月

大学における教員養成

——教員養成制度充実のための課題—— 昭和59年6月

大学における教員養成

——教員の養成・免許および採用・研修—— (中間報告) 昭和62年6月

第2巻 <平成元年11月～平成3年6月>

「大学における教員養成」に関する調査 (第一次報告) 平成元年11月

「大学における教員養成」に関する調査 (第二次報告) 平成2年6月

「大学における教員養成」に関する調査 (第三次報告) 平成2年11月

大学における教員養成

——教員養成の現状と将来—— (中間まとめ) 平成3年6月

第3巻 〈平成4年1月～平成9年11月〉

大学における教員養成

——教員養成の現状と将来—— 平成4年1月

教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見

全国調査から（中間報告） 平成5年11月

大学における教員養成

——教員需給の変化に対応する教員養成のあり方—— 平成7年5月

大学における教員養成への提言

——教員の需給関係の変化に伴う教員養成のあり方について——（報告書提言要約） 平成7年7月

大学における教員養成

国立大学付属学校の在り方・役割 平成9年11月

大学における教員養成
国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書

〈別冊解説書〉

1998年10月28日発行
全3巻揃定価（本体37,000円＋税）

監修・解説

山田 昇

（奈良女子大学教授）

*

発行者

相川仁童

*

発行所

株式会社 大空社

〒115-0044 東京都北区赤羽南2-6-6

電話 03(3902)2731(代)

振替 00160-9-140882

*

印刷・製本

株式会社 フリオール

ISBN4-7568-0841-7 C3337 Y37000E

※落丁・乱丁本はお取替えいたします。